

## 内丸プラン(内丸地区再整備基本計画)基本方針編(素案)に係るパブリックコメント実施結果について

- 1 募集期間 令和7年9月1日(月)から令和7年9月 22 日(月)まで
- 2 募集方法 盛岡市公式ホームページの応募フォーム、郵送、ファックス、持参及び「市民の意見箱」への投函
- 3 受付意見数 延べ 439 件(個人6人)
- 4 反映区分
 

A:計画等に盛り込むもの	77 件
B:計画等に盛り込み済みのもの	1 件
C:計画等に盛り込まないもの	210 件
D:その他、要望・意見・感想等	151 件

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
1	県都、盛岡・内丸地区の 50 年先を見据えた再整備計画の策定に感謝します。歴史と文化、風土を尊重しつつ、未来に向けた魅力的なまちづくりを目指す本プランに、全体として賛同します。	本プランの目指す都市像の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。	D	本プラン全般
2	(賛同意見)長期的な視点に立った計画であること 場当たり的な開発ではなく、50 年という長期的な視点に立ってまちの将来像を描いている点を高く評価します。 人口減少などの社会変化を見据えた持続可能なまちづくりへの意思を感じました。	本プランの目指す都市像の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。	D	本プラン全般
3	内丸地区が、県都・盛岡のシンボルとして市民の誇りとなり、未来にわたって多くの人々で賑わう場所となることを心から願っております。	本プランの目指す都市像の実現に向け、引き続き取り組んで参ります。	D	本プラン全般

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	<p>本プランの実現に向けて、内丸住人として今後も注目し、何ができるかを考え、実際に関わられる事を探して協力していきたいと考えています。</p> <p>市長の力強い決断とリーダーシップにより、市民と共に未来を創る、機会となれば嬉しいです。</p>			
4	<p>評価・共感できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「盛岡らしさ」の理念を重視する姿勢に共感できる。</li> <li>・歴史や文化、景観への配慮を重んじる姿勢は評価できる。</li> <li>・内丸地区の役割や他地域との連携についての考察は意義深い。</li> </ul>	<p>本プランの目指す都市像の実現に向け、引き続き取り組んで参ります。</p>	D	本プラン全般
5	<p>「内丸ビジョン」では、「地区全体の建物の再配置について、盛岡市が総合調整役を担っていく。」とされています。(P31 6 今後の取組の方向性(1)ビジョンの推進に向けた総合調整等)</p> <p>今回の「基本方針編」の内容(特に第4章、第5章、第6章)は、再整備計画地区内の該当事業所等との「総合調整」の上で提示されたものか。</p>	<p>「基本方針編」の内容は、約50年後という未来をひとつ目の目途とした都市づくりの方針を定めるものであり、地区全体の建物の再配置についての整備内容を位置づけるものではございませんが、市民の皆様がまちづくりのコンセプトをイメージしやすく、将来に期待の持てるものとして作成するため、第5章では基本方針編を実現するための例として、取組方策を具体的に示しております。これらの「基本方針編」の内容については、内丸地区の全ての事業所ではございませんが、内丸地区内の関係者との協議により作成しております</p>	D	本プラン全般

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
6	内丸プランは、今後の都市計画や交通戦略に直結する極めて重要な計画である。そのためこそ、「盛岡らしさ」を曖昧にせず、文化・歴史・生活、そして経済活動の実態を尊重した具体的施策へと落とし込むべきである。市民とともに未来をつくる持続可能な街づくりを望む。	「盛岡らしさ」については、一言での表現が大変難しく、百人百通りの「盛岡らしさ」があっても良いと考えております。今後、個別事業の構想、計画、整備について、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていくうえで、参考とさせていただきます。市民をはじめ皆様からの御理解、御協力が不可欠になることから、発信に努めてまいります。	D	本プラン全般
7	観光面でのインバウンドを増やす点でも盛岡のいる魅力ある資源を積極的にアピールして活気のあるまちづくりのため拡大と啓発に力を入れてほしいと願っている。	本プランの目指す都市像の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。	D	本プラン全般
8	盛岡の良さを国内外にアピールするうえで、市内にはあちこちに点在する街並みの保存を含めた整備の必要性をひしひしと感じる。特に、現状の環境の在り方には景観を踏まえた歴史と文化の保持に将来への不安を感じます。	今後の内丸地区整備の具体化に向け参考とさせていただきます。	D	本プラン全般
9	違和感・懸念点 ・最終的に中央通り一帯の大規模建て替えに流れ込む点は、「盛岡らしさ」を掲げながらも、既存の景観や風土を損なう恐れがある。	既存の景観は変わってしまいますが、内丸地区にある歴史資源、自然資源を官公庁街の空間に取り込んでいくこと自体は風土を壊すものではないと考えております。	D	本プラン全般
10	違和感・懸念点 ・ハード刷新に偏り、既存資源の再活用や段階的改善の視点が不足している。	今後、個別事業の構想、計画、整備について、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていくうえで、参考とさせていただきます。	D	本プラン全般

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
11	<p>提案・要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政・経済の中心エリアとして、「盛岡らしさ」を支えるスマートビジネス(小規模店舗・飲食を含む)やベンチャー・スタートアップを支援する施策を具体化し、創業・インキュベーション、経済活動の発展を促す機能を整備し、地域経済の持続性を確保すべきである。</li> </ul>	<p>盛岡市商業振興ビジョン、第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプランの各種関連計画と連携を図りながら、本プランで示している内丸地区の都市空間のあり方を体現することで、中心市街地における人の対流や大通・菜園、本町通り、河南の商業エリアの経済活動の波及効果を生み出せるよう、引き続き取り組んでまいります。今後、個別事業の構想、計画、整備について、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていくうえで、参考とさせていただきます。また、担当部署に情報提供させていただきます。</p>	D	本プラン全般
12	<p>違和感・懸念点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盛岡の冬の厳しさを考慮していない設計が目立ち、地域気候への配慮不足が懸念される。</li> </ul>	<p>今後、個別事業の構想、計画、整備について、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていくうえで、参考とさせていただきます。</p>	D	本プラン全般
13	<p>提案・要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立体回廊などのオープンスペースなどが提案されているが、盛岡の冬の厳しい気候条件を考えると、風雪が強くても機能する建築機能を設計すべきである。関東など南の都市の事例を取り上げる際には、注意すべきである。</li> </ul>	<p>今後、個別事業の構想、計画、整備について、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていくうえで、参考とさせていただきます。</p>	D	本プラン全般
14	<p>提案・要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済や人口動向を踏まえ、大規模な建て替え・開発ではなく、既存建物・空間のリノベーションや段階的改善を優</li> </ul>		D	本プラン全般

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	先すべきである。			
15	提案・要望 ・盛岡の強みである小規模事業者の多様性と古い建物の活用を、都市政策の核に据えるべきである。	御意見につきましては、今後、都市計画行政を進めていくうえで、参考とさせていただきます。	D	本プラン全般
16	全体を通して読んで、コンサルの言葉をそのままこの計画の基本方針として記載しているように感じます。専門家に当たり前の概念であっても、この計画は市民等がまちづくりのコンセプトをイメージしやすく、将来に期待の持てるものとして作成すると大方針が示されていますが、本当にそうなっているのか疑問です。市の担当者は内容を理解されているのでしょうか、一般市民はこの計画書に目を通して果たしてどの程度理解し共感するのか、少々疑問に感じます。この計画は公共特に盛岡市だけでは到底実現不可能であり、国や県はもとより市民及び直接関係する沿道の地権者等々、多数の関係者の理解や協力なしに実現できない計画と思いますので、言葉や概念の説明を丁寧に記載すべきではないでしょうか。	御意見いただいた点を踏まえ、市民の皆様、関係者の方々にも分かりやすい記述になるよう、記載内容の修正が必要な箇所については修正いたします。	A	本プラン全般
17	「素案」では、かなり多くのカタカナ語が使用されていますが、「素案」を市民がまちづくりのコンセプトをイメージしやすく、将来に期待の持てるものとして作成するお考えであれば、専門家ではない一般市民に理解のために、日本語に置き換えるか、最初に又は注釈として使用する用		A	本プラン全般

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	語の本来の意味や「素案」で市の考える意味や定義を示すべきと思いますが、如何か。P23 の注)にシビックコアの説明があるように定義や市の考える意味を明記ではないか。市の意図と計画を読んだ市民の理解が異なる場合、計画の進捗に課題を残すことにならないか。			
18	エリア・トゥ・エリア、ウォーカブル区域、ウォーカブル空間、トランジットモール、シームレス、ファニチャー、シミュレーション、スローモビリティ、まちのハブ、パーソナルモビリティ、ゲートウェイ、ニーズ、モビリティハブ、アーバンテラス、ショートカット、アトリウム、コンベンション、サイネージ、プラットフォーム、フェーズフリーとは。	<p>「エリア・トゥ・エリア」はドア・トゥ・ドアという言葉と対義的な意味で使用しており、ドア・トゥ・ドアという言葉から言葉の意味を類推できるため、詳細な説明は省略しております。</p> <p>「まちなかウォーカブル区域」は都市再整備特別措置法に規定されている滞在快適性等向上区域の通称になります。</p> <p>「ウォーカブル空間」は「ウォーカブルな空間」に修正いたします。ウォーカブルは、居心地がよく歩きたくなるという意味になります。</p> <p>「トランジットモール」は海外での事例が多く、国内では馴染みが薄いかもしれません、商店街の自動車を排除した歩行者専用空間に、路面電車、バス、あるいはトロリーバス等路面を走行する公共交通機関を導入した空間になります。</p> <p>「丸の内仲通りアーバンテラス」は事業名になります。また、「アーバンテラス」は造語となるため、「オープンカフ</p>	A	本プラン 全般

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
		エ」に修正いたします。シームレス、ファニチャー、シミュレーション、スローモビリティ、まちのハブ、パーソナルモビリティ、ゲートウェイ、ニーズ、モビリティハブ、ショートカット、アトリウム、コンベンション、サイネージ、プラットフォーム、フェーズフリーは本プラン内のみで特別な意味をもたせている単語ではないため、詳細な説明は省略しております。		
19	P1 ・1行目:「外廓」→「外曲輪」(P10右上の図の表記の方が一般的)	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	1ページ
20	P1 ・5行目:「思想」→「構想」 「一団地の官公庁施設」の具体的な「思想」について P1 では説明されておらず、制度設定当時、当該施設の設置について全国的な「思想」があったとしても、(盛岡の)「先人たちの強い思い」を受けた表記としては、そのような全国的な施設、思想を活用した、地方都市盛岡・内丸の整備の「構想」と表記した方が良いのではないか。		C	1ページ
21	P1 ・7行目:「あり方に向けた一步」→「あり方に向けて一步」		C	1ページ
22	P1 ・8行目:「事実」→「以来」		C	1ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	先人たちの思い・構想を起点とした記述。			
23	P1 ・8行目:「行政機能をはじめ、司法…」 「立法」は付加しなくていいか。内丸地区には市・県議会も立地。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	1ページ
24	P1 ・9・10行目:(内丸地区は)「盛岡市の核、そして県都として機能」→「盛岡市、そして県都の核として機能」		C	1ページ
25	P1 ・12行目:「拡大しようとする」→「発展しようとする」		C	1ページ
26	P1 ・12行目:「南側に誘導」→「西側や南側に(も)誘導」(西口開発)		C	1ページ
27	P1 ・15行目:「市街地の形成」→「市街地拠点の形成」		C	1ページ
28	P1 ・15行目:「ネットワークの要素を加えた」→「ネットワークと連携した」又は「ネットワークと結ばれた」(国交省資料の表現)		C	1ページ
29	P1 ・17行目:「戦後に行われた整備」→「戦後に行われた各		C	1ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	種整備」			
30	P1 ・19 行目:「減少傾向にあるなど、さらに」→「減少傾向にあり、さらに」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	1 ページ
31	P1 ・20 行目:「手続きのオンライン化」→「業務手続のオンライン化」		C	1 ページ
32	P1 ・21 行目:「経済活動に影響」→「社会経済活動に影響」		C	1 ページ
33	P1 ・22 行目:「官公庁の再配置」→「特に官公庁の再配置」(民間も自主防災) 大規模な災害発生時の機能維持は官公庁以外も同様。(BCP 等)		C	1 ページ
34	P1 ・24 行目:「官民が強固に連携」→「官民が連携」(表現が強すぎないか)		C	1 ページ
35	P1 ・28 行目:「健康な都市」→「持続可能な都市」		C	1 ページ
36	P1 ・32・33 行目:「豊かに暮らし、それをもって住みたい・」		C	1 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	→「豊かに暮らし、住みたい・訪れたい」			
37	<p>コンパクト・プラス・ネットワーク型都市形成、アップデート、ポリシー、ナショナルチェーンは一般的に使用するのか。 ※「ナショナルチェーン」について他1件同意見あり。</p>	<p>「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市」は、本プランでは都市構造の一つの形として、「コンパクト・プラス・ネットワーク型」という言葉を使用しておりますが、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市を略した言葉になり、一般的ではないため、「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市」を「コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市」に修正いたします。「コンパクト・プラス・ネットワーク」は1ページ目にも記載しておりますが、当市で目指している都市構造になり、国も推進している都市構造であることから、詳細な説明は省略しております。</p> <p>「アップデート」は、パソコンやスマートフォンが普及している中で、一般的に使用している言葉と認識しております。3ページで記載しておりますが、同じ文内に、「更新」という言葉を繰り返し使用することを極力避けるため、「アップデート」という言葉を使用しております。「ポリシー」は一般的に使用している言葉と認識しております。方針や政策という意味であり、同じ文内に、「方針」という言葉を繰り返し使用することを極力避けるため、「ポリシー」という言葉を使用しております。</p> <p>「ナショナルチェーン」は一般的に分かりづらい表現であることから、「ナショナルチェーン」から「全国に展開をし</p>	A	2、5、 6、35ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
		ているチェーン店」に修正いたします。		
38	P2:1 背景 ・3 行目:「自動車」→「自家用車】	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	2ページ
39	P2 ・12 行目:「その中で作成」→「そのような状況において作成」	御意見のとおり、修正いたします。	A	2ページ
40	図表に出典年度の記載がない。またそれに図-1、表-1などのように番号を付けるべきではないか。掲載の各種の図に P2 以外方位がない。方位は基本である。 参考資料として掲載する場合、出典と作成年の表示は計画書全体に統一し明記すべきものではないか。	御意見のとおり、出典元の年は必要と考えられるものに記載いたします。また図表には番号を付します。 方位が示されていない図はページの上方が北となります。58 ページから 61 ページに記載されているイメージ図はページの上方が北ではないことから、方位を追加いたします。	A	2~4、 10~ 12、14 ~15、 17~ 19、58 ~61 ページ
41	P2 ・図 DID の変遷:凡例で示された DID の年度ごとの区分が、地図上では不明確。	出典を明記しておりますので、出典元をご確認くださいようお願いいたします。	D	2ページ
42	P3 「内丸地区の建物群は戦後間もないころ」という表現がありますが、誇張しすぎではないか。計画作成者の感覚は分かりませんが、戦後間もないという時代感覚は、せいぜい昭和 20 年代(1945-1954)程度が限界ではないか。1956 年(昭和 31 年)には「もはや戦後ではな	御意見を踏まえ、「戦後間もない頃に」を削除いたします。	A	3 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	い」という有名な言葉が経済白書に掲載。一団地の官公庁施設の都市計画決定も1957年(昭和32年)。その当時からの建物は、県公会堂や医大1号館くらいでは。現県庁が1965年、市本庁舎が1962年です。 ※他1件同意見あり。			
43	P3:2 再整備の必要性 ・3・4行目:「整備されたことから」→「整備されたものが多いことから」 「内丸地区の建物群」すべてが、戦後(間もない頃)の整備ではない。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	3ページ
44	P3:2 再整備の必要性 ・4・5行目:「都市として」→「地区全体として」		C	3ページ
45	P3「診察を継続することが決まり、内丸地区に訪れる人が大きく減少する」→「診察を継続することになったものの、内丸地区を訪れる人は大きく減少する」とした方が文章としてすんなり理解できますが、如何か。		C	3ページ
46	P3:2 再整備の必要性 ・12行目:「内丸地区に訪れる」→「今後、内丸地区を訪れる」		C	3ページ
47	P3:2 再整備の必要性 ・14行目:「施設更新を図って」→「地区内の施設更新を図って」		C	3ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
48	P3:2 再整備の必要性 ・14 行目:「図っていくことで、都市がアップデートされ」→「図っていき、関連する各種ハード・ソフト面においても、都市がアップデートされ」(「施設更新」には、施設以外のハード・ソフト整備も含まれるのか)	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。御意見の「施設更新」には、施設以外のハード面及びソフトの取り組みも含まれると御理解いただきたく存じます。	C	3ページ
49	P3「都市がアップデートされ」とは、一体どのような状態をお考えでしょうか。施設が更新されることなのでしょうか。	21 ページに記載している 4 つの再整備の目標が達成され、内丸地区将来ビジョンで示された将来の内丸地区のあるべき姿が実現された状態と考えております。	D	3 ページ
50	P3 まちの魅力や「盛岡らしさ」をとありますか、まちの魅力と「盛岡らしさ」は別でしょうか。魅力がイコール「盛岡らしさ」ではないかと思いますが、如何か。	御意見のとおり、「まちの魅力や」を削除いたします。	A	3 ページ
51	P3:2 再整備の必要性 ・17 行目:「中心市街地へと」→「中心市街地全体へと」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	3ページ
52	P3:2 再整備の必要性 ・17 行目:「体現すること」→「体現していくこと」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	3ページ
53	P3:3 計画の構成と推進の考え方 ・1・2 行目:「基本方針」と「整備方針」について、プラン概要版に記載されている程度の内容について記載すると分かりやすのではないか。 特に「個別事業に係る整備方針」の「個別事業」の意味内容は不明確。概要版では、各街区、地区計画についても	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。なお、「整備方針」を「ゾーン」単位で策定することについては、現時点では想定しておりません。	C	3ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	記載されているが、本編(素案)の記載では、個別の建築物という捉え方もできる感じとなる。(33行目の「個別事業」の記載についても同様) 概要版の記載に関連して、「整備方針」は「街区」のみならず、「ゾーン」単位で策定されることも想定されているものか。			
54	P3:3 計画の構成と推進の考え方 ・3 計画の構成と推進の考え方の内容を、内丸ビジョン「7 ビジョンの具体化に向けて」と同様、本編の最後に第7章として独立させ、基本方針と整備方針の内容や関係、今後のプランの具体化に向けた流れ等について記述できないか(1 ページ程度)。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、本プランの構成は適当であると考えております。	C	3ページ
55	P3 基本方針では約 50 年後の未来を目処、とありますが、8月19日に開催された検討懇話会の席上でも、以前の計画では 30 年後 2050 年を目処としていたものが、今回 50 年後という大幅に拡大されたことで何故かという質問がありました。都市整備部長の答弁は適切なものとは思えませんでした。第2回の検討懇話会から時間も相当経過し、今回委員も相当入れ替わっております。委員でさえその大きな変更にお気づきではないのではないかと思料いたします。まして一般市民は全く認識できないのではと思います。大きな方針変更ですから、再整備の	「内丸地区再整備基本計画中間とりまとめ(令和5年3月公表)」はあくまでも令和4年度までの検討結果を取りまとめたものになります。令和5年度以降も本プランの検討を進めていく中で、施設管理者ごとに施設の更新時期に対する考えた方が異なることから、2050年までの約25年の期間では、施設の更新が図られていくことが困難であると判断し、目標年次を再度検討した結果、一団地の官公庁施設が形成されてから約50年以上経過しており、内丸地区をアップデートしていくには、同程度の期間が必要であると考え、約50年後を一つの	C	3ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	<p>必要性とともに期間の考え方の変更についても前段でキチンと整理しておく必要があるのではないかでしょうか。このままでは、振り返りの際なぜ期間を延長したのか、当時の市の考え方が分からず、また明確に記録としても残らず、将来の振り返りの際も含めて、変更した理由が曖昧なままになってしまうのではないかと危惧しますが如何か。</p> <p>※他 1 件同意見あり。</p>	目途としております。		
56	<p>P3:3 計画の構成と推進の考え方        ・6 行目:「具体的に示します。」について。        本編の特に第 5 章、6 章では、かなり「具体的な」例示についての記述もあり、本編の意図する内容をイメージしやすい面もあるが、そもそも「基本方針編」としては、どこまで具体的な方針、具体的な内容について記述をするのが適当か。それらは「整備方針」段階・レベルで検討・提示すべきことではないのか。</p>	「基本方針編」の内容は、約 50 年後という未来をひとつの目途とした都市づくりの方針を定めるものであり、整備内容を位置づけるものではございません。御意見のとおり、市民の皆様がまちづくりのコンセプトをイメージしやすく、将来に期待の持てるものとして作成しており、第5章は本プランの目指す都市像の実現に向けた整備の方向性を示すための例を記載しております。また、第6章は第5章に記載された取組を進めていった先に実現される未来の内丸地区の姿を一例を示したものになります。	D	3ページ
57	<p>P3:3 計画の構成と推進の考え方        ・第 2 段落の記述は プラン全体と基本方針の内容が混在しているようにも読める。記述内容全体が基本方針に関するものであるなら、第 3 段落の整備方針の記述同</p>	本プランの構成及び文脈上、適切な記述と考えております。	C	3ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	様、段落冒頭を「基本方針」の書き出しとして記述すると、計画全体の構成・内容が分かり易くなると思われる。もし第2段落の記述が、プラン全体と基本方針の内容が混在しているのであれば、第2段落を2分し、整備方針の記述と同様、基本方針についてはプラン全体の内容と分けて単独の段落とした方が、計画の構成が理解しやすくなるのではないか。			
58	P3:3 計画の構成と推進の考え方 ・5行目:「人々の変わらぬ営み」→「人々の営み」(プランが想定する50年後の)将来の人々の「営み」が、「不变」とは言えないのではないか。	人々の営み方が不变という趣旨ではなく、人々が営みを続けていくことが変わらないという趣旨となります。	C	3ページ
59	P3:3 計画の構成と推進の考え方 ・11行目:「時々における個別事業の」→「個別事業の」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	3ページ
60	令和4年3月の「内丸ビジョン」策定当初は、「内丸プラン」は、その後2年をめどに令和6年に策定予定とされていたかと思います。 それが、「内丸プラン」は「基本方針編」と「整備方針編」に分けて策定するとされ、今回「基本方針編」のみ策定することとなったのはなぜか。	本プランの策定にかかる関係機関との協議において、各施設の更新の考え方などの把握や調整に時間を要し、取りまとめには相当の時間をする見通しがありました。地区全体の整備に係る基本方針を市民の皆様にお示しするため、また、新市庁舎建設スケジュールを踏まえ、引き続き精度を高めた検討を行うため、本プランを地区全体の整備に係る「基本方針編」と個別の整備方針である「整備方針編」とに分け、前者を早期にとりまとめることとしました。後者は、部分的・段階的に進めて	D	3ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
		いくこととしております。		
61	P3:3 計画の構成と推進の考え方 ・3 行目:「一団地の官公庁施設の形成から約 50 年が経過」について 1957 年からは約 70 年近く経過。計画決定からではなく、各施設がほぼ完成し、現存施設による団地が形成されてから約 50 年という意味か。	現存施設により、団地が形成されてから約 50 年という意味となります。	D	3ページ
62	P3:3 計画の構成と推進の考え方 ・3～5 行目:1957 年からは、現在約 70 年経過、P3 掲載の地区周辺建築物の築年数の状況としては、より経過年数が大きいものも存在。 この様な内丸地区の状況の中で、第 3 回検討懇話会では、滝村部長から、都市計画の一般的なスパンでは、官公庁は 60 年を想定、という説明もありましたが、一般的な「経年更新周期を想定して」内丸地区の再整備計画を今後「50 年後」を目途として設定することは 本編第 1 章・再整備の背景・必要性の記載との整合性からも少々無理ではないか。	一団地の官公庁施設が形成されてから約 50 年以上経過しており、今後施設の更新等を図り、内丸地区をアップデートしていくには、同程度の期間が必要であると考え、約50年後を一つの目途としております。	D	3ページ
63	P3:3 計画の構成と推進の考え方 ・11 行:「個別事業に係る整備方針」について 「整備方針」は、基本方針をより具体化するに際して、各個別事業が準拠すべき共通の整備の方針として策定さ	「整備方針」は、「基本方針」を前提とするとともに、社会的背景や時代潮流も踏まえ、また、関係者との協議調整により作成し、一貫性と柔軟性を併せ持つものとして策定いたします。	D	3ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	れるものではなく、個別事業ごとに多様に策定されるもの、とも読めるが、そういう理解でいいのか。			
64	P4「素案」と関係する市の計画体系図が示されていますが、それぞれの計画の策定年度や計画期間、できれば主管課を明記すべきではないかと考えますが、如何か。	4ページは計画の体系図は盛岡市総合計画をはじめとする各種計画との本プランとの関係性を示したものになりますので、計画名のみを記載しております。文章内に計画名が記載されているものは策定した年もしくは改訂した年を追記いたします。	A	4ページ
65	P4 :内丸プランの位置づけ ・10行目:「内丸プランの内容を踏まえた検討が必要」について 上位計画について内丸プランを踏まえて検討が必要と読めるが、個別の下位計画としての「内丸プラン」の内容を踏まえて、「上位」計画の検討・改訂がなされる、ということに少々違和感がある。	都市計画関連計画、交通関連計画、各種関連計画などの計画は、「内丸プラン」の上位計画という趣旨ではなく、連携・反映をしていく計画となります。	D	4ページ
66	P4 :内丸プランの位置づけ ・ 内丸プランには、盛岡市「都市再生整備計画」や「ウォーカブル推進計画」も関係すると思われるが、それらもP4 の計画の体系図に掲載すべきではないのか。	「都市再生整備計画」や「ウォーカブル推進計画」は、国の交付金申請のための個別の事業であるため、掲載していないものです。	C	4ページ
67	P4 :内丸プランの位置づけ ・図:計画の体系図に掲載されている各種の(含上位)計画のうち、本編第5章の取組を実施する場合、大きな見直しが必要と思われるものはどれか。	50年後を見据えた内丸地区のあるべき姿を示し、交通体系や中心市街地全体のあり方にも触れることから、今後の盛岡市都市計画マスターplanや盛岡市総合交通計画、もりおか交通戦略等の見直しに当たっては、内	D	4ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
		丸プランの内容を踏まえた検討が必要になると考えております。		
68	P5 の説明内容はコンサルの自画自賛の内容作文のようですが、この計画の目的が、居住地として選ばれるための計画なのでしょうか。そのために都市固有の魅力が必要で、その魅力が生み出され続けていくことが中心市街地に必要としていますが、中心市街地だけが居住地として選ばれるために必要なのでしょうか。 また下の図では、木伏緑地の飲食店から岩手山が見えるような説明ですが、河川敷からは見えても飲食店からは見えないのではないか。地元の人間であればわかることだと思いますが、確認されたのでしょうか。コンサルが作成した内容でしょうか。	中心市街地は、「盛岡市立地適正化計画」において、中心拠点として都市機能の維持・誘導を図る区域であるとともに、高密度な人口集積の維持を図る区域に位置づけております。盛岡市の中心市街地に位置する内丸地区の未来のあるべき姿を描くうえで、人口減少が進行する中、盛岡市が居住地として選ばれるためには、中心市街地には何が必要になるのかという点を整理したものになります。盛岡市発注の受注者が作成したものになりますが、盛岡市でも確認をしております。 木伏緑地の飲食店からは岩手山を望むことができない点は御意見のとおりでございますので、「岩手山を望む北上川沿いの飲食店」から「北上川の流れを感じながら、飲食も楽しめるエリア」に修正いたします。	A	5ページ
69	P5:プランの前提となる考え方 ・第2章から第3章の3(P20)までの、各小項目の示し方について 第2章から第3章の3(P20)までの、各小項目の示し方としては、項目の初めに■印を付す場合が多い。 しかし、小項目の書き出しは、■印を付す形式ではなく、P37以降の様に、或いは、「内丸ビジョン」の場合と同様	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文章の構成上、適当な記載であると考えております。	C	5ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	に、数字又は文字を付したほうが、今後様々な機会に基づ本方針編について協議、検討する場合、各小項目を特定しやすくなるのではないか。			
70	P5 ・2・3行目:「そのいずれもが小さなスケールで点在」について P5の下図示されている中心市街地の中には、「商業、業務、居住、或いは、商店・飲食店」いずれも小さくないスケールのものもあるのではないか。	御意見を踏まえ、「そのいずれもが小さなスケールで点在」を「その多くが小さなスケールで点在」に修正いたします。	A	5ページ
71	P5 ・5行目:「中枢でありながら」と逆説でつながないで、「中枢であり」と記述しても良いのではないか。県都の中枢で歴史・自然とのつながりが豊かな例は多く存在	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	5ページ
72	P5 ・7行目:「官公庁でありながらも」→「官公庁や業務地区等でありながらも」内丸地区が全て官公庁という読み方もされうる。		C	5ページ
73	P5 ・7行目:「観光客などが」→「市民や観光客なども」		C	5ページ
74	P5 ・7行目:「二面性があることも特長です。」→「多面性を有する(している)ことも地区の特長です。」		C	5ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
75	P5 ・13 行目:「余暇のニーズは満たす」→「余暇のニーズを満たす」	御意見のとおり、修正いたします。	A	5ページ
76	P5 ・13 行目:インターネット購買で(全ての)買い物や余暇のニーズ充足とも読めるが。	全ての買い物や余暇のニーズを充足できるという趣旨ではございません。	C	5ページ
77	P5 ・15 行目:「居住地として積極的に選ばれるため」について 6 頁では、中心市街地とそれ以外の居住地間でのエリア移動を前提に、コンパクト・プラス・ネットワーク型都市盛岡を紹介しており、中心市街地は、居住地として積極的に選ばれなくても良いまちづくりを構想しているのではないか。	中心市街地は、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市の形成を図る「盛岡市立地適正化計画」において、中心拠点として都市機能の維持・誘導を図る区域であるとともに、高密度な人口集積の維持を図る区域と位置づけております。	D	5 ページ
78	P6:魅力へのアクセス ・2 行目:「が目に入ります」→「に触れることができます。」視覚のみならず、比喩的に五感全てでという語感で、「触れる」	御意見のとおり、修正いたします。	A	6ページ
79	P6:魅力へのアクセス ・3 行目:大通りのアーケードを歩く人が、徒歩での移動は最低限にとどめている人が大半とありますが、何か根拠はあるのでしょうか。	標本数が少なく、参考値ではございますが、令和 4 年度市民アンケート調査にて、中心市街地へお出かけする際の交通手段として、自家用車が 73.9% の割合であったことから、このような考察を記載しております。	D	6 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
80	P6:魅力へのアクセス ・7行目:「いくとも考えられます。」→「いくことも考えられます。」	御意見のとおり、修正いたします。	A	6ページ
81	P6:魅力へのアクセス ・10行目:「必要があります。」→「ことが望れます。」		A	6ページ
82	P6:魅力へのアクセス ・11行目:「移動は電車やバス」→「移動は列車(鉄道)やバス」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	6ページ
83	P6:魅力へのアクセス ・12行目:「それであるがゆえに」→削除		C	6ページ
84	P6:魅力へのアクセス ・13行目:「可能性が高まります。」→「可能性も高まります。」		C	6ページ
85	P6:魅力へのアクセス ・14行目:「中心市街地の固有の魅力」→「中心市街地の豊かな魅力」		C	6ページ
86	P6:魅力へのアクセス ・9行目～14行目:記述全体に、方向性への理由付けの論理・表記が「コンパクト・プラス・ネットワーク」政策に沿って少々強引・断定的な感じ。		C	6ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
87	P6:魅力へのアクセス ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」型都市政策では、公共交通の到着地から目的地までの移動が困難な、高齢者や障害者の生活の質の維持・向上はどのように考えているのか。	コンパクト・プラス・ネットワークとは、生活サービス機能と居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に誘導し、居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、市民の生活利便性を向上するものです。人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要と考えております。	D	6ページ
88	P6:魅力へのアクセス ・ 16 行目:「将来においては」→「将来は」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	6ページ
89	P6:魅力へのアクセス ・下図 将来の都心構造の凡例の「フィーダー系の公共交通ネットワーク」は、一般には馴染みがない用語ではないか。解説か注釈が必要と思われます。	交通計画等で使われている用語として差し支えないものと考えております。	C	6ページ
90	(提案)自動運転バス等、次世代公共交通システムの導入 50 年後を見据えた計画であるならば、自動運転バスや AI 活用型デマンド交通といった次世代の公共交通システムの導入 を、盛岡駅・内丸地区・仙北駅などの結節点間にて計画を早い段階から検討・実証実験していくべきです。	貴重な御意見として参考とさせていただくとともに、関係部署と情報共有いたします。	D	6、7、 32、41 ~43 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	これにより、高齢者や交通弱者の移動手段を確保し、自家用車に依存しない持続可能な都市交通の実現を目指していただきたいです。			
91	(提案)紺屋町界隈や河南地区と連携した街づくりを推進	本プランの実現を通じて、大通・菜園、本町通り、河南の商業エリアへの経済活動の波及を図ってまいります。	D	7、28、29ページ
92	(提案)自転車やパーソナルモビリティの活用推進 歩行者を中心としつつ、新たな移動手段として、自転車や電動キックボードなどのパーソナルモビリティが安全かつ快適に利用できる環境整備を求める。専用レーンの設置やシェアリングサービスの導入により、環境負荷が少なく、回遊性の高いまちづくりを目指していただきたいです。	本プランの目指す都市像の実現に向け、引き続き取り組んで参ります。	D	7、41～43ページ
93	P7:魅力を感じる移動 ・第1・第2段落の、記述に関連して、「盛岡市中心市街地活性化基本計画」では、中心市街地に対する市民意識調査が紹介されており、「盛岡の中心市街地がどのような街であるべきだと思いますか」という設問に対する第一位の回答は、「歩いて楽しい街」となっています。 本編7ページ、或いは本編全体としても、その記述内容は、本編4ページで紹介の関連計画等を基にして提案されているものと思われますが、上記で紹介したような本	御意見として参考とさせていただきますが、十分な説明であると考えております。	C	7ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	編の基本方針に関連する具体的な意識調査について本編の中で記載・紹介すれば、本編の記述に対する説得性が増すように思われます。			
94	P7 ・記述・表記について P6 の記述は全体的に、方向性への理由付けの論理・表記が強引、断定的な感じです。それに対して P7 の特に後半の段落、文末等の記述・表現は、柔らかい感じです。P7 も「プランの前提となる考え方」の一つとして記載されていますが、P6 の記述と比べると少々違和感も覚えます。これは、2 段落目で紹介されている「中心市街地形成戦略」(P4 仮称「中心市街地デザイン戦略」)が策定中のための表現の相違かとも思われ、P7 の下図も確定的ではない「モデル」として紹介されています。 上記「中心市街地形成戦略」の策定と、本編の策定とともに、今年度中とされています。できれば、本編全体的、各章の、特に同一小・中項目の記述・表現は同一のスタンスでの記述の方が望ましいと思われます。	御意見を踏まえ、6 ページ 10 行目に記載された「必要があります。」を「ことが望れます。」に修正いたします。 なお、「中心市街地形成戦略」は、「もりおか交通戦略（第二期）」に掲げられた「快適で安全に歩いて楽しむ中心市街地形成戦略」を示すものでしたので、「快適で安全に歩いて楽しむ中心市街地形成戦略」を「快適で安全に歩いて楽しむ中心市街地形成戦略」に修正いたします。	A	6、7 ページ
95	P7 内丸地区も「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの推進を検討するエリア、とありますが、どの計画で検討するエリアとなっているのでしょうか。計画名を参考に記してほしい。「ゆっくりと回遊できる交通環境」とあります	「もりおか交通戦略（第二期）」に記載しております。 歩行者・自転車優先エリアを形成が図られている場所もございますが、中心市街地内では徒歩や自転車などでまちの魅力を感じながら、ゆっくりと回遊できる交通	D	7ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	が、現在はそのような状態ではないと考えているということでしょうか。「ゆっくりと回遊」とは、どんな状態を想定しているのか。	環境ではないと考えております。 「ゆっくりと回遊」とは個人差はありますが、目的地までの移動中でも、遠景、沿道の建物を見ながら、街並みを感じることができると想定しております。		
96	P7 ・18 行目:「交通環境を形成」→「交通環境を(しっかりと)整備」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	7ページ
97	P9 :内丸ビジョン・るべき姿 ・P4 の「4 内丸プランの位置づけ」では、「内丸プランは内丸ビジョンを具体化するもの」とされています。 P8・9 に記載されている、7 項目の「重視すべき視点」と三項目の「るべき姿」は、すべて内丸プランにおいて具体化されるもの(されている)と理解していいのか。	内丸ビジョンの「重視すべき視点」と「るべき姿」は、すべて本プランにおいて具体化していくものです。	D	9ページ
98	P9 3 項目に高等教育機関とありますが、何を指すのでしょうか。医大本体は移転しています。	8、9ページは「内丸地区将来ビジョン(令和 4 年 3 月策定)」から抜粋した文章を記載しております。内丸地区のるべき姿を説明した文章になりますので、必ずしも現在ある施設を示しているものではありません。	D	9 ページ
99	P10 都市の成り立ちの概要がありますが、具体的な整備年や時代が全く触れられていない、最低限盛岡駅の開業、映画館通りの整備などとともに今回の計画対象区域である内丸が全国初の「一団地の官公庁施設」として都	盛岡駅の開業した年は追記いたします。大通り、菜園通り、映画館通りの整備された年は定義が難しいことから、記載しておりません。一団地の官公庁施設として都市計画決定されている年は 1 ページに記載しております。	A	10ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	<p>市計画決定された年や本格的整備が開始された程度は成り立ちとして記載すべきではないか。県庁や市役所、地裁、新たに整備された東署など根幹の公共施設の整備には触れるべきと考えますが、如何か。</p> <p>コンサルの作成した内容にきちんと目を通しているのでしょうか、市の担当者としては、現状の内容について精査する配慮が欲しいものです。</p>	<p>すので、重複することから、記載は省略しております。県庁をはじめとする公共施設については、3ページに記載している図より概ねの築年数を示していることから10ページでは記載しておりません。</p>		
100	<p>P10 下の 4 つの図ですが、小さくてよく分かりませんが、これも一団地の官公庁施設の都市計画決定当時の図を挿入することが妥当と思います。バイパスの整備は引出線で年度を表示すれば問題ない。江戸時代の図面が必要なのか。</p>	<p>一つのページで変遷が分かるようにしているため、一つ一つの図が小さな表示となっておりますので、御理解いただきたく存じます。</p> <p>1952年当時の図が入手できなかったことから、1969年の図を採用しております。内丸地区が現在の形になるまで江戸時代を起源とする通りもあることから、必要であると考えております。</p>	C	10ページ
101	<p>P11</p> <p>・第 3 章のタイトルは、「中心市街地・内丸地区の現状」となっており、P10～P16 のほとんどは、中心市街地全体を想定・前提とした記述となっている。P17～P20までの内丸地区の「現状」としての特長と課題についての記述は、章の前半に比べ、又 P8～P9 の「内丸ビジョン」の記述、分析を踏まえてみた場合でも、地区の現状・課題分析は弱いように思われる。</p>	<p>本プランの構成上、内丸地区の特長と課題を示す内容として適切であると考えております。</p>	D	11、17～20 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
102	<p>P11</p> <p>・第3章の記述における「都市」という用語について 章のタイトル表記から、内丸地区を含む中心市街地を指すもののように思われるが、「産業」の記述では、「盛南地区」も都市と位置付けた記述であり、また、P12の通勤・交通関連の記述では、広域通勤圏まで含めて「都市」として扱った記述、項目「自然」では、中心市街地について「都市」として扱った記述となっている。</p> <p>このように、第3章の各項目の記述では、中心市街地のみを受けて「都市」を論じている場合と、P14の「3 未来の都市構造に向けて」のように広域な地域全体を含めて「都市」について記述している場合もあり、「都市」の意味内容が多様ではないか。それぞれの項目で、「都市」の意味する内容を明確にしながら記述して欲しい。</p> <p>或いは、本章では広域盛岡に関わる場合はすべて「都市」として記述しているのか。</p>	御意見いただきました箇所の「都市」については、6ページに記載された図のおおよその範囲を指しているものです。	D	11ページ
103	<p>P11</p> <p>・1行目:「市内で」→「市内全体としては」</p>	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	11ページ
104	<p>P11</p> <p>・8行目:「一定を推移」→「一定で推移」</p>	御意見のとおり、修正いたします。	A	11ページ
105	<p>P11</p> <p>・10行目:「住宅地が近接」→「商業地と住宅地が近接」</p>	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	11ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
106	P11 ・13 行目:「用地が多いですが」→「用地が多くなっていますが」		C	11 ページ
107	P11 ・10 行目:以下の記述や図でも示されているように、中心市街地で住宅用地が商業用地と同程度で商業用地と「住宅地が近接」しているのは内丸地区以外で、中心市街地すべてではない。10 行目のタイトル表記は変更が必要ではないか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	11 ページ
108	P11 2 番目の表は 2016 年の出典とのことだが、古すぎませんか。現況調査の最新版が 2016 年なのか。また土地利用の割合から、この表にある中心市街地を含む盛岡市の 6 地区に公共空地が岩手公園のほかは、ほとんどないことが良くわかる。現状の都市景観がどれだけ貧弱で殺伐としたものであるか都市整備部として認識してほしいものである。	2024年に調査をしておりますが、調査結果のとりまとめに時間を要していることから、2016年の調査結果を採用しております。	C	11 ページ
109	P12:交通 ・2 行目:「市内に通勤・通学する市民」→「市内に在住する在勤・在学者」。下図のタイトル通りの方が、対象者が明確。	御意見のとおり、修正いたします。	A	12 ページ
110	P12:交通 ・3 行目:「利用が多いです。」→「利用が多くなっています		A	12 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	す。」			
111	P12:交通 ・3行目:「このことから…」以下削除。記述内容重複。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	12 ページ
112	P12:自然 ・「自然」項目:「歴史に関しては…」以下の記述は、次の「歴史・文化」の項目の中で記述すべき内容ではないか。或いは、項目名を「自然」ではなく、「中間とりまとめ」P15 同様「自然・環境」とすれば、「歴史・文化」の項目に移動も不要か。又、以下⑤の「樹木」、「緑」も「環境」と捉えることもできるか。 ※他 1 件同意見あり。	御意見のとおり、「歴史に関しては…」以下の記述が「歴史・文化」の内容のような印象を受けるため、「身近な自然が大切にされています。歴史に関しては、盛岡城跡が」を「身近な自然が大切にされており、盛岡城跡が」に修正いたします。 なお、「樹木」、「緑」についても「自然」に含まれるものと捉えており、盛岡城跡公園については自然及び歴史の両方の要素を持つものとして整理しております。	A	12 ページ
113	P12:自然 ・この項目の記述の中では「景観重要樹木」や、城跡公園の「緑」も「自然」として捉えているのではないか。それら樹木や植栽は人間の「文化活動」と捉えるべきではないか。 事例紹介の写真も、自然を主体とした岩手山眺望と北上川は「都市と近接した自然」の紹介として納得できる。右側の 2 例は、自然としての「川」が主体ではなく、「川」に隣接した・緑、樹木という都市文化の紹介といえるのではないか。 ※他 1 件同意見あり。	「景観重要樹木」や盛岡城跡公園の「緑」も含めた記述となっておりますが、自然を感じられる要素を示すものであり、「樹木」、「緑」についても「自然」に含まれるものと捉えております。	C	12 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
114	P12 市内通勤・通学の 57%が自家用車とありますが、通学も含め自家用車と言うのは正しいですか。また左の棒グラフの数値の合計は 100%をはるかに超えますが数値は正しいですか。	御意見のとおり、グラフの合計は100%を超える数値になっているため、集計の数値、凡例を修正いたします。	A	12 ページ
115	P12 自然:都市と自然が近接している、の項目説明の中で「歴史に関しては」以降は次のページの歴史・文化に記載するものではないか。項目のタイトルと内容が合致しない。前段で説明している岩手山等の自然と人が造成した都市公園と同列に扱うのは違うと思うが如何か。	御意見のとおり、「歴史に関しては」以降の記述が「歴史・文化」の内容のような印象を受けるため、「身近な自然が大切にされています。歴史に関しては、盛岡城跡が」を「身近な自然が大切にされており、盛岡城跡が」に修正いたします。 「樹木」、「緑」についても「自然」に含まれるものと捉えております。また、盛岡城跡公園については自然及び歴史の両方の要素を持つものとして整理しております。	A	12 ページ
116	P13:歴史・文化、防災 ・歴史的文化と捉えるとしても、各所に点在するハードの有形文化・建造物のみでなく、チャグチャグ馬コ、さんさ踊り、秋祭り等の盛岡に特長的なソフトの無形文化も紹介していいのではないか。できれば写真も添付して。	歴史的文化には無形文化財も重要なものと承知しており、特に盛岡さんさ踊りなど、内丸地区に関するものを掲載しております。	C	13 ページ
117	P13:歴史・文化、防災 ・「中間とりまとめ」第1章「中心市街地・内丸地区の現状」では、「一団地の官公庁施設」についても項目立てて記述しているが、本章では不記載となっているのはなぜか。	「一団地の官公庁施設」につきましては、17ページの図に範囲を示しており、また、37ページに「一団地の官公庁施設」に関する記載しております。	C	13 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	本編では随所でシビックコアの記述があり、P37 で「一団地の官公庁施設」の囲み記述等もあるが、内丸地区の現状、今後再整備計画に関わる基本的な項目の一つとして「一団地の官公庁施設」を第3章・都市の現状で紹介してはいかがか。			
118	P13:歴史・文化、防災 ・前段のタイトルは「歴史・文化」とされている。説明文では内丸地区及び近隣地区の歴史的建造物が紹介されている。タイトルの「文化」の意味としては、「歴史を感じさせる」ものや、生活「文化」としての「景観」を指すのか。「文化」はすべて歴史と関わるものと捉えれば、タイトルは、「歴史」のみではいかがか。	説明文では内丸地区及び近隣地区の歴史的建造物が紹介されておりますが、岩手県公会堂は国の登録有形文化財として認定されていることから、「文化」も併記しております。	C	13 ページ
119	P13:歴史・文化、防災 ・本文1行目:「河南地区は」→「河南地区には」	御意見のとおり、修正いたします。	A	13 ページ
120	P13 ・防災の説明文:「…一部地域においては、…地域もあります。」→「…一部地域においても、…地域があります」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	13 ページ
121	P13 防災:内丸地区の一部地域においては → 一部地域は。また洪水浸水想定区域外となっていると記載するなら、別図等で内丸地区の指定状況を分かるようにすべきではないかと考えるが如何か。	御意見のとおり、拡大図を追記いたします。	A	13 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
122	P14:未来の都市構造に向けて:公共交通体系・ウォーカブル ・説明文1行目:「盛岡市の中心市街地は、」→「盛岡市は、」2行目の「中心市街地」と重複。	御意見のとおり、修正いたします。	A	14ページ
123	P14:未来の都市構造に向けて:公共交通体系・ウォーカブル ・図の下の説明文:「商業・業務の集積」について 一般には、商業も業務の一分野と認識されていないか。 都市計画法の土地用途分類の使い分けは、分かり難い のではないか。	御意見を踏まえ、「商業・業務も集積し」を「商業系と業務系が集積し」に修正します。	A	14ページ
124	P14:未来の都市構造に向けて:公共交通体系・ウォーカブル ・図の下の説明文:(中心市街地を文頭にした書き換え案) 「中心市街地は、このようなコンパクトなエリアの中に各種業務が集積し、安定・成熟した都市型社会において賑わいの形成に資する重要性が高まっているといえます。」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	14ページ
125	P14 第2期中心市街地～と計画名がありますが、これも計画策定年、計画期間を表示するか、前段の全体の体系図に記載するか表に策定年、計画期間、主管を記載するなどでわかるようにするべきではないかと考える。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、策定年、計画期間、担当課を記載することは不要と考えております。	C	3ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
126	P14 第2期まちづくりプランの中心市街地の区域は赤線により明確に示されていますが、(対象面積も記載)、一方この内丸プランでは計画対象区域がどこにも明確に示されておらず曖昧な図面表示に留まっています。P51で色づけされている区域が対象区域なのでしょうか。なぜ計画対象区域を最初に示さず、曖昧なままなのか。さらにこの計画の根底にあり、課題ともいえる一団地の官公庁施設として都市計画決定されている区域の表示もどこにも示されておりません。明示しない理由があるのでしょうか。 ※他1件同意見あり。	御意見のとおり、本プランの対象区域を記載いたします。本プランは「内丸地区将来ビジョン(令和4年3月策定)」の実現のために策定するものであることから、本プランの対象区域は「内丸地区将来ビジョン」の対象区域となっております。本プランの対象区域と51ページに記載しているイメージ図で着色している区域は異なります。 一団地の官公庁施設として都市計画決定されている区域は17ページの図に示しております。	A	17ページ
127	P15 :公共交通ネットワークの構築と人を中心の取り組み ・本文6行目「…、交通戦略」→「…市の交通戦略」	4ページの説明文5~6行目に、「もりおか交通戦略(以下「交通戦略」という。)との注記をさせていただいており、これに従った表現としております。	C	15ページ
128	P15 ・本文11行目:「ことを位置づけています。」→「こととしています。」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	15ページ
129	P15 ・本文15行目:「不要な通過交通】→「過重な通過交通」	御意見を踏まえ、「不要な通過交通】を「通過交通」に修正いたします。	A	15ページ
130	P15 ・下から3行目:「内丸地区を含む盛岡城跡公園周辺エリア」内丸地区以外の公園周辺エリアとはどこをさすの	本プランの対象区域から外れる盛岡城跡公園のエリア、大通・菜園地区、中ノ橋地区を指しているものです。	D	15ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	か。			
131	P15 ・下図:図中の特に赤・青線について、凡例等での説明が欲しい。	御意見のとおり、凡例を追記いたします。	A	15ページ
132	違和感・懸念点 ・「盛岡らしさ」を拠り所とした計画であるが、「盛岡らしさ」の定義が曖昧である。情緒的な「盛岡らしさ」を作りあげる「盛岡らしさ」の分析が必要ではないだろうか。	市民サロン等を通じて、「盛岡らしさ」を検討してまいりました。一言での表現が大変難しく、百人百通りの「盛岡らしさ」があっても良いと考えており、16ページをはじめ、曖昧さを残した文章にしております。	D	16ページ
133	特にP16、22、23に顕著ですが、「盛岡らしさ」という言葉が連発されていますが、この言葉のこの計画での意味を整理し説明する必要があると思う。 「らしさ」という抽象的な言葉は、人それぞれの受け止め、認識があるとは思いますが、市のこの計画での「盛岡らしさ」を整理し市民に分かりやすく説明することで、市の目指す内丸プランへの理解度が上がると思いますが、如何か。どこの都市にもその都市特有の「らしさ」があり、盛岡だけに「らしさ」があるわけではないのでこの計画における「盛岡らしさ」をキチンと整理しておくべきだと考えます。特にP16の最後の6行を理解するためには、具体的な事例によりわかりやすく説明しないとあまりに抽象的で理解に苦しむのではないかと思います。	16ページで「盛岡らしさ」がどのようなものかという定義させていただいております。「盛岡らしさ」については、一言での表現が大変難しく、百人百通りの「盛岡らしさ」があっても良いと考えており、16ページをはじめ、曖昧さを残した文章にしております。「盛岡らしさ」の一例でございますが、内丸地区周辺の「盛岡らしさ」を代表する歴史資源や自然資源として、18、19ページに示しております。	C	16、22、23ページ
134	独自に定義する「盛岡らしさ」	御意見いただいた内容も「盛岡らしさ」であると考えて	D	16ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	<p>盛岡らしさの魅力は、大規模施設ではなく、小さな点が星座のように集まり、面(エリア)として生活・体験できる点にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小商い、歩いて楽しめる街のスケール感を大切にする視点。</li> <li>・盛岡の強みは、小規模な店舗や企業が活発に経済活動を行っている点にあり、大規模観光施設よりも小規模店舗・飲食 店が観光客・地元住民に支持されていること。</li> <li>・多くの店舗は既存のビル、民家、蔵をリノベーションして活用し、雰囲気を高め顧客の人気を集めていること。</li> <li>・こうした経済活動が街並みや景観を守り、経済と文化の循環を生み出していること。</li> <li>・スマールビジネスや起業の盛んさが経済の多様性と新陳代謝を生み出していること。</li> </ul>	おります。これまで「盛岡らしさ」を検討してまいりましたが、一言での表現が大変難しく、百人百通りの「盛岡らしさ」があっても良いと考えており、16ページをはじめ、曖昧さを残した文章にしております。		ジ
135	P16 ・本文 2 行目「積み重ねがあることで古くからの…」→ 「積み重ねがあることで、古くからの…」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	16 ページ
136	P16 ・本文 5 行目:「都市においても木々が茂り」 「都市」は「中心市街地」の意味での用法か。Cf.前記 P11	御意見いただきました箇所の「都市」については、「中心市街地」を意味するものです。	D	16 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
137	P16 ・本文 6 行目:「…文化として根付いています。」→「それらは市民の多くに親しまれながら、文化として根付いています。」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	16 ページ
138	P16 ・本文 8 行目:「それ以前から連綿と流れる山河」→「悠久の山河」「流れる」山はない。	御意見を踏まえ、「それ以前から連綿と流れる山河」を「それ以前から連綿とあり続ける山河」に修正いたします。	A	16 ページ
139	P16 ・本文 10 行目:「それぞれの魅力は小さいながらもその小ささゆえに」 中心市街地の多様な魅力がすべて「小さい」と言えるのか。 「散りばめられている」という表現に呼応した表記か。	中心市街地の多様な魅力については、大小にかかわらないものであると認識しており、すべてが「小さい」という趣旨ではございません。御意見いただいた箇所では、「盛岡らしさ」の特徴として小さな魅力が連なっていることを示すため、このような表現としております。	D	16 ページ
140	P16 ・本文 12 行目:「魅力を愛し楽しんできた」→「魅力を愛し慈しんできた」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	16 ページ
141	P16 ・本文 14 行目:「そこで内丸プランでは」→「内丸プランでは」 改行だけで、むしろ文頭の「内丸プラン」が強調される。	御意見のとおり、修正いたします。	A	16 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
142	P16 ・本文 15 行目:「目にするうちに」 比喩的表現かと思われるが、「体験、実感、触れる。接する」では。	御意見を踏まえ、「目にするうちに」を「体験するうちに」に修正いたします。	A	16 ページ
143	P16 ・本文 15 行目:「一人ひとりが愛することで魅力が創られていくというプロセスも「盛岡らしさ」と捉えます。」と記述されているが、これはある意味筆者の主観的な感性から発せられた表現ではないか。市のプランの「基本方針」の記述としては不適ではないか。この様な地域・都市の魅力創出は、盛岡に限定されるもの、盛岡という都市に固有の魅力・特色ではなく、各地域・都市に普遍的に見られる魅力創出プロセスではないか。 その意味から、特に後段の記述、魅力創出のプロセスを「盛岡らしさ」の源泉と考えて、それを大切にして、それを「基本方針」として「内丸地区」の再開発や中心市街地活性化を推進していくことは少々無理があるのではないか。	御意見のとおり、魅力創出のプロセスは盛岡に固有のものではないと考えられますが、固有のものではなくとも、これを「盛岡らしさ」の源泉と考えていくことについて差し支えないものと考えております。	C	16 ページ
144	P16 ・下から 3 行目:「都市空間にて」→「都市空間で」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	16 ページ
145	P17 ・本文 2 行目:「歴史についても」→「また」		C	17 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	1行目から「歴史」についての記述がある。3行目にも表記。			
146	P17 ・本文5行目:「また」→「(内丸)地区には」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	17ページ
147	P17 ・図の凡例説明の「行政」として説明されている赤色系の該当建築物 図中では、裁判所、議会棟も含まれているが、凡例説明に「立法・司法」も加えなくていいか。 中央郵便局も「行政」該当の赤色系と見えるが、凡例区分としては、「業務」か。「出典:内丸地区将来ビジョン」とあるが、同ビジョン(P17)では、出所:盛岡市都市整備部都市計画課とされています。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。凡例につきましては、都市計画基礎調査を参考として作成しております。当課で作成した資料のため、出所は記載しないことといたします。	C	17ページ
148	P17 ・図の凡例で示されている用途の分類は、「将来ビジョン」独自のものか。	凡例につきましては、都市計画基礎調査を参考とし、独自に作成しております。	D	17ページ
149	P17 ・下段に表示の特長4点の2番目:「土地が広く」→「各敷地が広く」	御意見を踏まえ、「土地が広く」を「敷地が広く」に修正いたします。	A	17ページ
150	P18 自然資源の図面表示のうち中津川沿いのヤナギは今後伐採されることが決定しているので、除外すべき。ま	御意見のとおり、中津川沿いのヤナギの3本は印を削除いたします。盛岡法務合同庁舎前にございますユリノキ	A	18ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	た裁判所向かいの角のポケットパークのユリノキの印がないのでは。	についても印を追記いたします。		
151	P18 :自然資源 ・P18~19、各頁の最後に記載されている各図・写真の説明を、各頁の記載内容についてのタイトルとして、各頁の初め(上)に移動し、拡大記載してはいかがか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な記載と考えております。他のページの図と統一し、図の下側にタイトルを記載しておりますので、御理解いただきたく存じます。	C	18 ページ
152	P18 :自然資源 自然資源・「眺望景観」の、城跡(二の丸・腰曲輪)からの岩手山、南昌山については記載不要か。図では、中央通りの同一眺望視点からの3例のみの記載。	遠景の山の名称及び矢線の記載は、中央通りと遠景の山々の位置関係を示すものとして記載しているものです。	C	18 ページ
153	P18 :自然資源 図について ・イチョウは図中で明記されている上の橋西岸、緑の広場脇の景観重要樹木のみか。それであれば図中で説明表記されており、凡例での記載は不要ではないか。	図をより分かりやすく示すものとして適切な表現と考えております。	C	18 ページ
154	P18 :自然資源 図について ・湧水は図中明示の御田屋清水のみか。それであれば同じく凡例表記不要か	図をより分かりやすく示すものとして適切な表現と考えております。	C	18 ページ
155	P18 :自然資源 図について ・凡例で紹介し、図中に表示されている各種樹木について	中津川沿い、歴史資源の周辺、交差点付近の3つのエリアを対象とし、景観を形成する樹木として、おおよそ樹高15m以上の樹木を表示しております。	D	18 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	て、景観重要樹木以外の各種樹木はどのような基準・観点で選定されているのか。特に、「その他の樹木」として表記されている樹木について。			
156	P18 :自然資源 例示写真について ・左 4 枚「官庁街や城跡内の巨木」について 「城跡」を現在の「城跡公園」を指すとすれば、すべて不該当。昔の「外曲輪」までを指すとすれば、すべて該当。 また、医大 1 号館は(一団地の)官庁街(施設)には不該当。	御意見を踏まえ、写真のタイトルについて、「官庁街や城跡内の巨木」を「官庁街周辺の巨木」に修正いたします。	A	18 ページ
157	P18 :自然資源 ・中央最下段:「堀(鶴ヶ池・亀ヶ池)」とあるが、亀ヶ池の写真。 夜間の写真で全体的に不明瞭ではないか。敢えて夜景も掲載か。 あるいは、亀ヶ池の、日中の蓮開花の風景ではどうか。 樹木・緑で統一するなら、図中で表示の鶴ヶ池・岩手日報前の柳ではどうか。	御意見を踏まえ、写真のタイトルについて、「堀(鶴ヶ池・亀ヶ池)」を「堀(亀ヶ池)」に修正いたします。 掲載している写真については、適切なものと考えております。	A	18 ページ
158	P18 :自然資源 旧河川跡、掘割跡も記載されているが、図中の説明は不要か。(次頁も同様)	御意見を踏まえ、図中に説明を追記いたします。	A	18 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
159	P19:歴史資源 ・図について 旧奥州衝苴が江戸期の歴史資源とすれば、水色で表示されている旧掘割も江戸期の歴史資源として図中で説明するべきではないか。(写真例示は不可)	御意見を踏まえ、図中に説明を追記いたします。	A	19 ページ
160	P19:歴史資源 ・例示写真について 右上の公会堂が街路樹の影になって、建物が不明瞭。より建物が明瞭な写真と交換できないか。	御意見のとおり、より建物が明瞭な写真に修正いたします。	A	19 ページ
161	P20 ・1行目:「多さゆえのまちとしての老朽化」→「多さゆえ、まちの老朽化」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	20 ページ
162	P20 ・内丸地区固有の課題として列記されている4点の最後、「大規模街区・大規模施設の立地によるスケール感の変化」 スケール感の変化が、なぜ地区の課題となるのか。各地区で多様な規模特色を持つ街区があることも「魅力」とはいえないか。	御意見を踏まえ、「スケール感の変化」を「中心市街地における回遊性の阻害」に修正いたします。	A	20 ページ
163	P20 ・下から3行目:「小さな魅力の連なりを内丸地区にも引	御意見のとおり、修正いたします。	A	20 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	き込みながらも。」 「内丸地区にも」→「内丸地区に」			
164	P20 ・下から 3 行目:現在の内丸地区にも、P16 で紹介されているような「小さな魅力」が存在するのではないか。	内丸地区にも「小さな魅力」が存在するものと認識しております。	D	20 ページ
165	P21:4 つの目標 ・再整備の 4 つの目標について 1~4 の各目標それぞれのタイトルは、「エリア」と表記されている。この「エリア」は「内丸地区」と同じ意味と理解していいか。或いは、本編 29 ページ以下で記述されている内丸地区内の「ゾーン」と同意で、各目標は内丸地区の中の何れかのゾーンにおいて(関連して)、再整備の目標として位置付けられ、整備されていくもの、と理解していいか。 或いはまた、目標 1「業務」、目標 2「官公庁施設等」の記述は、ゾーニングで示されている特定の「業務ゾーン」、「シビックコア」においてそれぞれ達成されるべき目標で、目標 3,4 は、内丸地区すべてにおいて達成されるべきものとして提示されているものか。 「内丸地区」と「エリア」と「ゾーン」の関係、4 つの目標相互の関係が分かりにくいのではないか。	「エリア」は、「内丸地区」と同様の範囲を示しているものと御理解いただきたく存じます。	D	21 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
166	P21 ・目標1の説明文:「災害時など、非常時の広域・中枢拠点・機能」は、本編P49にもあるように、本来シビックコアの行政が担うべきものと思われる。 再整備目標として、災害時の広域・中枢機能を記述する場合は、目標2の中で記述すべきではないか。	目標1～目標4は、内丸地区全体についての目標であり、後述の各ゾーンに紐づくものではございません。文脈上、適当な表現と考えております。	C	21ページ
167	P21 ・目標2の説明文:「官民連携」も「あり方見直し・機能強化」の一環か。	御意見のとおり、「官民連携」も、「あり方見直し・機能強化」の一環として示しております。	D	21ページ
168	P21 ・目標2の説明文:「空間構成」は目標3の「空間デザイン」とは異なり、各都市機能を有する建物・施設の地区内における場所的配置、或いは、3次元的・脱次元的な「空間構成」も含意するものか。	御意見のとおり「空間構成」は場所的な配置のほか、建物内外の機能の配置を示すものです。	D	21ページ
169	P21 ・ページ下段の説明文 1行目:「内丸プランでは「盛岡らしさ」の根幹が魅力の体験であることから、後者の都市体験に関する目標を特に重視します。」と記載されている。 「盛岡らしさ」は4目標の一つと位置付けられている。内丸再整備の背景・必要性を踏まえ、「ビジョン」で提示された「るべき姿」の実現に向けた再整備に向け、また、「検	魅力を暮らしの中で体験し、市民一人ひとりが愛することで、魅力が創られていくというプロセスを「盛岡らしさ」と捉え、その魅力が創られるプロセスとしての「盛岡らしさ」こそが魅力の源泉であり、都市固有の魅力であるため、「盛岡らしさ」、「都市体験」を重視しております。また、「都市機能・空間に関する目標」と「都市体験に関する目標」については、双方を目指しながら、内丸地区のあるべき姿を実現していくものです。	D	21ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	<p>「討懇話会」等を通じたこれまでの検討の結果、今回提示された4つの目標のうち、特に3の「盛岡らしさ」、「都市体験」を重視することとした根拠・理由はなにか。</p> <p>確かに、中心市街地の各地区の中で内丸地区は居住人口の割合は少なく、地区外から通勤する就業者がほとんどとなっている。</p> <p>またN.Yタイムズ紙等による紹介で、近年国内外からの旅行者等、交流人口への注目、或いは、来訪者との交流による地区住民・「市民」にとって地区の「魅力」再発見の機会拡大も再整備の方向性の一つとしては首肯できる。</p> <p>しかし、「盛岡らしさ」「都市体験」重視では、「ビジョン」で示された3つの「あるべき姿」すべてを実現するのは、困難ではないか。</p> <p>今回の再整備計画の背景・必要性を踏まえて重視すべき目標はむしろ、1と2の「都市機能・空間」であり、3と4の「都市体験」は、関連して整備すべき、目標といえるのではないか。</p>			
170	<p>令和5年3月に開催された第2回検討懇話会で、理念(案)【山河に抱かれ歩いてつながるクリスタルシティ盛岡】が報告されましたが、今回の素案では全く触れられていませんが、どうなったのでしょうか。理念(案)はいつ削除されたのでしょうか。担当の計画コンサルに引き継がれ</p>	<p>御意見いただいた理念(案)は22ページの目指す都市像に引き継いでおります。「クリスタルシティ」という言葉は、府内や議会等から唐突であるなどといった御意見をいただきており、再考させていただいております。</p> <p>クリスタルという言葉は「盛岡らしさ」を説明するうえで</p>	D	22ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	なかったのでしょうか。当時の4つの目標(案)はP21に引き継がれているようですが。	重要となる言葉のため、22ページの2.目指す都市像の説明において、「あたかも長い時間をかけて結晶化した鉱石が磨き上げられて輝きを放つように、「結晶化して輝きを放つ鉱石のような内丸地区の諸資源とともに、この結晶化していくプロセスです。」、「結晶が形成され続けるように連綿と魅力を生み出し続けた歴史を引き継ぎ、「盛岡らしさ」が結晶のように凝縮するとともに、」という形で引き継ぎ、記載しております。		
171	P22 ・本文1行目:「連綿と続く盛岡の風土」→「連綿と続く盛岡の歴史・風土」 或いは「豊かな盛岡の風土」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	22ページ
172	P22 ・本文4行目:「形成された…」→「形成されてきた…」		C	22ページ
173	P22 ・本文7行目:「そのプロセスも」→「その形成のプロセスも」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	22ページ
174	P22 ・本文8行目:「振り返るべきは」→「大切なことは」		C	22ページ
175	P22 ・本文10行目:「中津川を抱き」→「中津川に抱かれ」	御意見のとおり、修正いたします。	A	22ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
176	P22 ・本文 13 行目:「地区内の諸資源を」→「地区内の諸資源の良さを」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	22 ページ
177	P22 ・本文 15 行目:「これから時代の」→「からの時代も」		C	22 ページ
178	P22 ・本文 16 行目:「地方都市の実現」→「都市の実現」「地方」に拘る必要は。		C	22 ページ
179	P22 ・5 段落:(書き換え案)「からの時代も「盛岡らしさ」が更新され続けるよう、連綿と魅力を生み出してきた歴史を引き継ぎ、(様々な結晶が形成され、)住みたい・訪れたいと思われる都市の実現において「盛岡らしさ」の形成過程を重視し、22 世紀に向けた新しい「盛岡らしさ」が創出される都市空間の形成を目指します。」		C	22 ページ
180	P22 ・上記「22 世紀に向けた」→「未来に向けた」 75 年先から始まる 22 世紀に向けた整備計画プランか。 「約 50 年後という未来を目指」とした本プランを前提として「22 世紀に向けた」と記述したのか。	「22 世紀に向けた」は、新しい「盛岡らしさ」についての記述となります。文脈上、適當な表現であると考えております。	C	22 ページ
181	P22 ・下から 3 行目:「都市空間を目指し」→「都市空間の創	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	22 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	造(実現)を目指し」			
182	P22・下から2行目:「「盛岡らしさ」が結晶のように凝縮する」→「多くの「盛岡らしさ」が結晶のよう凝縮し輝きを発揮する」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	22ページ
183	P22・最下行:「創発されていく」→「新しい「盛岡らしさ」が創発されていく」		C	22ページ
184	P22・最下行:「都市体験を実現します。」→「都市体験が豊かに広がる都市を目指します。」		C	22ページ
185	P23:1.目指す都市像のコンセプト ・目指す都市像として示されている3つのコンセプトのうち、「人中心の空間」は、「自動車中心」となってきている現在の生活・交通状況を踏まえた内丸地区の再整備の方針性としては望ましいと言えるが、「人中心の空間」の説明文で記述する目指している内容・コンセプトは、休日、休憩時間、来訪者を前提としたものではないか。 業務ゾーンで就業中の職員や関係する業者にとっては、そのような空間でゆっくりと過ごす時間・機会は多くないのではないか。	本プランでは、休日や休憩時間、来訪者のみを対象としたものではなく、平日も休日もより多くの人々が回遊し、滞在・交流する場の創出を図ることを目標としているものです。就業中の職員や関係する業者の方々も含め、皆様が気軽に憩い、集うことのできる空間創出を目指して取り組んでまいります。	D	23ページ
186	P23:1.目指す都市像のコンセプト ・本文7行目:「点在させるように配置し」→「地区内各所に配置し」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	23ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
187	P23:1.目指す都市像のコンセプト ・本文 7 行目:「様々な都市活動が寄り付く」→「様々な都市活動が可能となる」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、本プランの特性上、適切な表現であると考えております。	C	23 ページ
188	P23:1.目指す都市像のコンセプト ・「盛岡らしさ」を参考することが、再整備における価値観に関する基本方針とされているが、P16、P22 で述べられている「魅力創出のプロセス」としての「盛岡らしさ」を参照した都市空間形成のデザインは可能か。	本プランでは、「盛岡らしさ」を代表する歴史資源や自然資源を手掛かりに土地利用を図り、都市空間をデザインしていくことを目指して取組んでまいります。	D	23 ページ
189	P23:1.目指す都市像のコンセプト ・「盛岡らしさの」参照に関して示された「図」は、P28 でも拡大表示されているが、重複表示は「盛岡らしさ」の具体的イメージを強調するためか。	御認識のとおりです。改めて、目指す都市空間のあり方について説明をさせていただくため図示しているものです。	D	23 ページ
190	P23:1.目指す都市像のコンセプト ・しなやかなシビックコアの第 2 段落 1 行目:「都市活動」は第 1 段落で記述されている、「多様なプレーヤーの協働や市民による自主的な公共的活動」を指すものと理解していいか。	御認識のとおりです。社会経済活動や公共的活動がつながり、エンパワーメントするシビックコアを目指したいと考えております。	D	23 ページ
191	P23:1.目指す都市像のコンセプト ・頁最下段の、注)の後は、上の本文から 1 行改行してはどうか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文章の構成上、適切な記載であると考えております。	C	23 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
192	P23:1.目指す都市像のコンセプト ・注)1行目:「官公庁施設の一部」→「官公庁施設から親水エリアを除いた部分に相当し」。「一部」は小部分の感じ。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	23 ページ
193	P23:しなやかなシビックコアのしなやかとは一体どのような状態のシビックコアなのか。	23ページに記載しておりますとおり、行政等の高次都市機能の集積による機能性だけでなく、都市活動への公開性を併せ持った状態をしなやかなシビックコアと位置づけております。	C	23、36、37ページ
194	P24:2. 50 年後の人々の営みと都市空間のイメージ P24～P27 で紹介されている淡色系のイラスト及びそれぞれの説明は、将来の内丸地区をイメージ化、具体化させ、親しみを感じさせるような資料提示としては評価できる。しかし、そもそも基本方針編として纏められている本編に、「あくまでも～一例を示すもの」とはされているが、具体的なイメージを掲載することは妥当か。 このイメージ紹介は、P3 計画の構成と推進の考え方・6 行目「都市空間のあり方を具体的に示します。」の記述を受けた記載か。(Cf.P3) 場合によっては、再整備イメージの固定化を招くという懸念はないか。(第 6 章未来の内丸地区での例示も同様) イメージの固定化を避けつつ、例示の紹介掲載というニュアンスを持たせるため、「2.50 年度の(多彩な)人々の	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、本プランの特性上、適当な表現であると考えております。P3 の「都市空間のあり方を具体的に示します」の意味も含め、市民等が期待を抱くことのできるプランを作成するため、一例ではあるものの、将来においても共有される一貫したポリシーとして具体的なイメージを示すことが効果的であると考えております。	C 24～27 ページ	

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	「営みと(多様な)都市空間のイメージ」という表記は。			
195	P24 から 50 年後の都市空間のイメージイラストを掲載していますが、これらが 50 年後のイメージでしょうか。これらを盛岡で 10 年程度のうちに具体化ならうれしいですが、特別珍しいものではなく、現在日本のあちこちで既に実現している内容ではないかと思います。我々が 50 年後のイメージを表現することが可能でしょうか。数年前には想像すらできなかった AI という技術が出来、フェイク技術で人間の顔声などをそっくりに真似たりと、技術の進歩は我々の想像をはるかに超えていませんか。 スマホの普及、画像の送信、SNS による個人の情報発信など昭和の終わりや平成の初期、今から 30 年程度前に想像できたでしょうか。ここに現在のみどりの継続は描かれていますが、50 年もあれば新たに植樹した樹木も大きく育ち木陰をつくり都市に潤いを与えることも出来ますが、そのようなイラストが無いことも残念なことです。	3ページに記載しているとおり、今後の社会的背景や時代潮流も踏まえて、関係者と協議調整し必要に応じて基本方針にフィードバックすることも検討するなど、一貫性と柔軟性を併せ持ちながら、本プランを推進してまいります。各施設管理者と協議しながら、みどりの確保について、検討してまいります。	D	24~27 ページ
196	P26 ・上図の説明文 3 行目:「余地」→「スペース」	御意見のとおり、修正いたします。	A	26 ページ
197	P26 ・下図の説明文:裁判所敷地 P24 の説明文表記同様「休日には」と限定すべきでは。 休日出勤者・業務従事者もいるのではないか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。当該イラストについては、休日のみに限ったものではなく、平日も含めてのイメージとしているものでございます。	C	26 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
198	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・本文1行目:「コンセプトに基づき目標を実現するため」 →「目指す都市像のコンセプトに基づき、再整備の各目標を実現するため」 本町通りの強調か。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	28ページ
199	オープンスペースとは建ぺいされない空間を示すのか。文脈から私は様々な形態を想起されますが、この言葉のこの計画の定義は。	建物が建っていない空間だけでなく、建物1階部分を公開空地、有効空地として、歩行者が自由に通行又は利用できる空地も含んでおります。	C	28、29、31、34～36、38～41、44～48、50、54、57、58、61ページ
200	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・本文3行目:「それぞれの」→「それぞれの観点からの整備にあたっての」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	28ページ
201	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・本文3行目:「「盛岡らしさ」にあります」→「「盛岡らしさ」の体験・創出にあります」		C	28ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
202	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・本文 7 行目:「軸線をガイドと」→「軸線を目指す都市空間のガイドと」。「ガイド」の対象が不明確ではないか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	28 ページ
203	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・本文 8 行目:「さらに、中央通りは」→「中央通りは」。6 行目の表記と重複している。中央通り以下の記述は、上記に付加的な内容・話題ではない。併記内容。	御意見のとおり、修正いたします。	A	28 ページ
204	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・本文 8 行目:「現在は自動車交通ネットワークを担っていますが」→「現在は、中心市街地での中心的自動車交通ネットワークの基幹を担っていますが」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	28 ページ
205	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・本文 9 行目:人を中心の空間を沿道に形成]:中央通りの沿道全体ではなく、中央通りの内丸地区部分の沿道に形成するという意味合いか。	御認識のとおりです。内丸地区部分の沿道についての記載となっております。	D	28 ページ
206	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・本文 10 行目:「また、本町通りがかつての奥州街道」に関連し、11 行目・南北対流促進なら、下図明示の大手先通りについて言及すべきではないか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	28 ページ
207	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・図について:奥州街道の河南地区部分についての表記	対象である内丸地区に関する記載となっております。	D	28 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	欠落。本町通りの強調か。			
208	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・図について:遠景・眺望軸線として城跡公園からの岩手山、南昌山は、記載不要か。岩手山、早池峰山、姫神山の各眺望軸線は、中央通り路上を起点としたものを(特定)限定記載か。眺望軸線について図中、凡例で説明付加すべき。	御意見につきましては、参考とさせていただきます。盛岡城跡公園からの岩手山、南昌山への眺望については、盛岡市景観計画にて、眺望景観保全地域として、位置づけられていることから、記載しておりません。全ての眺望を記載するものではなく、代表的なものとして岩手山、姫神山、早池峰山を記載しているものです。	C	28 ページ
209	P28 このページの図で、山の眺望を軸とするとして、中津川からの姫神山はそのとおりですが、岩手銀行の赤レンガからの岩手山の軸は、現在は現実に見ることが出来ないものです。50 年後にこの角度で眺望可能とする考えなのか。また市役所が移転した場合、中央通りから早池峰山は眺望できるのでしょうか。	御意見のとおり、現在も岩手山、早池峰山を望むことはできず、中央通りにおいてもグランドレベルから岩手山などを望むことは難しい状況です。47ページに記載のとおり、建物の階数は想定していないものの、各施設から山々の遠景を確保していただくことを想定しております。しかしながら、皆様の御理解、御協力を得ることが不可欠となりますことから、施設の更新時に軸線を意識していただいた建築計画を立案していただくことで、目指す都市空間の実現に近づけていくことができると考えております。	D	28ページ
210	P28:3・目指す都市空間のあり方 ・図について:図中に表示されている「歴史的建造物」はどのような基準で選ばれたものか。	目指す都市空間の実現に向け手がかりとする、「盛岡らしさ」を代表する建造物を記載しております。	D	28 ページ
211	(賛同意見)「4 つのゾーン」による機能的な空間づくり 地区の特性を活かし、「シビックコアゾーン」や「業務ゾー	本プランの目指す都市像の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。	D	29~31 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	ン」などゾーニングを設定することで、行政・ビジネス・交流といった都市機能が整理され、市民や来訪者にとって分かりやすく、誰もが集える魅力的な空間が生まれることを期待しています。			
212	今般の4ブロック整備は“みらいのまちづくり”に向け希望を込めた取り組みと察し、期待感をもたせるような計画案だと思う。盛岡らしい都市空間の創出をめざす内丸プランは是非とも進めてほしい。1.シビック地域：行政機関の中心として定着させることは必要。2.業務集積地域（産学官連携）：企業間連携や民間企業、大学等教育機関、行政の三社連携は研究成果の社会還元など新しい着想や国際競争力の強化など経済面や社会面での持続と発展が見込まれる。3.都市型商住強制地域：民有地の多くの商店街の活性化は、かつての肴町、八幡町界隈など人が集まる場所として活気を取り戻してほしい。そのためには中心街地の空き家や取り壊された家と家の空間の活用など都市とは違う田舎っぽい雰囲気に懐かしさや真新しさを求める若者を引きつけるきっかけになると考える。そのための施策が必要である。それは取りも直さず高齢化が進む状況下でUターンや移住の促進につながることにもなる。若者に夢と誇りのもてる街づくりに参加したいという希望を持ってもらうことが必要ではないだろうか。4.	本プランでは、御意見いただいた4つのゾーンによる土地利用を図ることなどにより、目指す都市像の実現に向け取り組んでまいります。	D 29~31 ページ	

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	親水地域：自然との連続性オープンスペースは本庁舎を中心に市民の集まりやすい場所とすることで潤いと安らぎを与える。			
213	P29:ゾーニング:4つのゾーン ・本文5行目:「盛岡城跡の内堀である」→「盛岡城の内堀であった」	御意見のとおり、修正いたします。	A	29ページ
214	P29:ゾーニング:4つのゾーン ・本文6行目:「夏を彩るさんさ踊りの」→「夏を彩る「さんさ踊り」の」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。なお、「さんさ踊り」は誤りであり、正しくは「盛岡さんさ踊り」であるため、修正いたします。	A	29ページ
215	P29:ゾーニング:4つのゾーン ・本文4行目:「位置づけつつ、」→「位置づけます。」 長文分割。前半は、交通・道路関連、後半は沿道の景観・資源。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	29ページ
216	P29:ゾーニング:4つのゾーン ・本文5行目:「時鐘 奥州路…更鐘が置かれ」→「時鐘(奥州路…更鐘)があり」		C	29ページ
217	P29:ゾーニング:4つのゾーン ・本文7行目:「景観の面で極めて」→「景観上極めて」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	29ページ
218	P29:ゾーニング:4つのゾーン ・本文10行目:「沿道にオープンスペース」→「沿道には		C	29ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	「オープンスペース」			
219	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文11行目:「創出しようとするものでもあります。」→「創出します。」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	29ページ
220	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文13行目:「都市圏の中核」→「盛岡都市圏の中核」		C	29ページ
221	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文13行目:「また、かつての」→改行「かつての」別ゾーンについての説明。		C	29ページ
222	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文15行目:「歴史軸として位置づけた」→「(盛岡の「お城を中心としたまちづくり計画」において、)歴史軸として位置づけられた」		C	29ページ
223	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文16行目:「位置づけることで、」→「位置づけます。」長文化を避ける。		C	29ページ
224	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文17行目:「中心市街地における人の対流」→「中心市街地全体の人の対流」		C	29ページ
225	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文18行目:「対流も生み出し、」→「対流の拡大によ		C	29ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	り」			
226	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文18行目:「大通・菜園、本町通り、河南の」について文脈から、大通以下の記述は、内丸地区(大手先通り、本町通り)以外のエリアについての記載とすべきではないか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	29ページ
227	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文18行目:「活動の波及効果」→「活動への波及効果」	御意見のとおり、修正いたします。	A	29ページ
228	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文18行目:「狙います。」→「図ります。」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	29ページ
229	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文21行目:「中津川の存在」→「中津川の良さ」		C	29ページ
230	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文21行目:「地域に引き込む」→「地域で活かす」		C	29ページ
231	P29::ゾーニング:4つのゾーン ・本文23行目:「このように土地利用を図る」→「このような土地利用を図る」		C	29ページ
232	P29では中央通りは、中心市街地の各地区を結ぶ基幹的な公共交通ネットワークとしていますが、前ページでは「段階的に人を中心の空間を沿道に形成し」とあります。	28ページに記載された「段階的に人を中心の空間を沿道に」についてですが、こちらは中央通り沿いの敷地にオープンスペースを配置していくことを目指したものにな	D	29ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	<p>トランジットモール化のことだと推察しますが、このままであれば説明内容が少々矛盾していませんか、丁寧な説明が必要ではないか。</p> <p>一般にトランジットモールは中心市街地の商店街に設定され賑わいの創出などの効果があるものですが、内丸地区の中央通りは官公庁街と設定され、賑わいの創出が必要なのか疑問ですが、市はどのように考えるのでしょうか。内丸地区の前後の中央通りもモール化を想定しているということでしょうか。</p>	<p>ります。各施設の更新時期は異なることから、段階的に目指していくということを意図になります。29ページの記載内容と矛盾は生じてないと考えております。</p> <p>トランジットモールのみを想定しているものではございませんが、公共交通の専用レーンを設け、自家用車から公共交通への利用転換を図り、内丸地区への自動車の進入を抑制したいと考えております。</p> <p>官公庁街ゆえの特性ではございますが、内丸地区内の中央通り沿いは、特に休日は人通りが少なく、中心市街地内の人の回遊性を阻害してしまっています。内丸地区において人を中心の空間を実現することで、平日、休日問わず、中央通りから大手先や本町通りへの人の流れを生み出し、中心市街地内での人の対流を生み出すことが必要であると考えます。</p> <p>そのために、官公庁施設が集積するだけでなく、市民に開かれた憩いの場であり、市民の様々な活動を引き込むエリアを目指しております。</p> <p>内丸地区の前後の中央通りのトランジットモール化についてですが、自動車の通行を完全に排除するものではなく、盛岡駅から盛岡バスセンターを結ぶ公共交通の専用レーンの設置を目指すものになります。</p>		

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
233	P30 の図についてですが、ゾーン名は分かりますが、現況図であれば現況の建物等の名称を記載すべきではないかと思います。白図ではないのですから、建物名称、橋名、主な通りの名称、内丸緑地、鶴ヶ池、亀ヶ池などを記載して分かりやすくすべきだと思いますが如何か。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、30ページの図は4つのゾーンの配置を強調したいため、意図的に施設名称を記載しておりません。	C	30ページ
234	P30:再整備におけるゾーニングの考え方 ・都市型商住共生ゾーン(本町通りと大手先通りの関係)について  P29 では、本町通りと大手先通りの江戸時代の街道沿道としての歴史的共通性や現在の事業・居住形態の類似性から、同一のゾーニングとされているが、各通りに存在している歴史的資産の多寡や特色、また現在の双方の事業形態の多様性、相違から、内丸再整備の目標に沿った共通のゾーンとして、中央通りの沿道の人々の対流を呼び込む方向で、ネットワークを生かした取り組みとその成果が期待できるか。(Cf.P56 :内丸地区外周の自動車幹線道路化。駐車場整備。)	28 ページに記載のあるとおり、東西のみならず南北の対流も促すような歩行者ネットワークを形成することを念頭に都市空間のあり方を構想していきたいと考えております。また、御意見のとおり、外周に集約駐車場を整備することで観光客が内丸地区を南北にも移動するような仕組みを一例として記載しております。	D	28~30、56 ページ
235	(提案)公民連携による共創・協働スペースの整備 業務ゾーンの活性化策として、スタートアップ企業やフリーランス、地域づくり NPO 団体、学術機関等、地域企業のサテライトオフィス需要に応える公民連携の共創・協働スペースの整備を提案します。盛岡市役所新庁舎など公	貴重な御意見として参考とさせていただくとともに、関係部署と情報共有いたします。企業間交流や産官学と市民の共創の機会が生まれる場の実現に向け取り組んで参ります。	D	30、31、48 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	共施設の一部を活用するなどして初期投資を抑え、民間事業者のノウハウを活かした運営を行うことで、多様な人材が集まり、新たなビジネスイノベーション、地域づくり活動が生まれる交流拠点となることを期待します。			
236	P30:再整備におけるゾーニングの考え方 ・図の下に記載の図のテーマを、図の上に拡大して表記を。	御意見につきましては、参考とさせていただきます。本プランでは、図の下部にタイトルを記載する形で統一しております。	C	30 ページ
237	P31 ■シビックコア ・「中間とりまとめ」の「内丸プランの目標」②では、「一団地の官公庁施設のあり方を見直し機能強化を図る」とされていた。今回「一団地の官公庁施設を継承し」と記述されているが、「(廃止ではなく)継承し、見直し機能強化」の方向と捉えていいか。	御認識のとおりです。その上で、一団地の官公庁施設のあり方を見直し、官民連携により多様な機能が融合した包括的かつ創造性を育める空間の形成に取り組むため、地区計画制度への移行等についても検討する必要があると考えております。	D	31 ページ
238	P31 ■シビックコア ・2 行目:「行政・司法施設が集積」:「立法」は加えなくていいか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	31 ページ
239	P31 ■シビックコア ・2 行目:「司法施設」も受けるとすれば、「市政・県政」に「国政」も付加すべきか。		C	31 ページ
240	P31 ■シビックコア ・3 行目:「施設や建物には」→「各施設や建物には」		C	31 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
241	P31 ■業務集積ゾーン ・2行目:「シビックコアの機能連携」→「シビックコアとの機能連携」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	31ページ
242	P31 ■業務集積ゾーン ・4行目:「機能が配置されており、」→「機能も有し、」		C	31ページ
243	P31 ■都市型商住共生ゾーン ・1行目:「対流を呼び込み」→「対流により」		C	31ページ
244	P32 交通ネットワーク ・中央通りを基幹的な公共交通ネットワーク路線、そして骨格路線と位置付けるとしながら自動車の進入を抑制するとは、これだけではなかなか理解できないのではないか、またこの図で色づけされていない、大手先は、自動車交通は可能なのか、時間規制のような制限を考えているのか、どのような扱いになるのか、丁寧な説明が必要です。この図と説明だけではよくわからないのではないか。	自動車の進入の抑制については41ページに5.2)①ア) 基幹公共交通軸の形成を記載しております。 大手先は自動車通行を抑制することを目指しておりますが、今後、沿道の皆様にとって、どのような形が良いのか、検討を引き続きしていくものになります。	C	32ページ
245	P32 交通ネットワーク 4行目に記載されている通り、中央通りは盛岡市中心部の都心環状線に位置づけられ、6行目には「将来においても交通と文化の両面における骨格道路としての役割を踏襲」とされている。しかし本編では、「自動車については、人中心の空間として整備していくためにも、中央通りを含めて地区内への自動車の進入を抑制」(7行目)し、	本プランの目指す都市空間に向けて、基幹公共交通軸としての中央通りを実現するため、段階的に道路空間の再配分を行うことで公共交通専用レーンを整備するとともに定時制性を確保できる新交通システムの導入を検討してまいります。また、本プランは内丸地区内を対象としていますが、範囲等については明確に示しているものではありません。7ページでは中心市街地にお	D	32、41ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	基幹公共交通軸ともされている。(P41) 都心環状線・骨格道路機能を維持しつつ、中央通りは公共交通機関優先の道路として整備するのか。 今回上記再整備の検討対象とされる中央通りの区間はどの範囲か。	ける将来の望まれる交通体系モデルを示しており、こちらに基づき、検討しているものになります。		
246	P32 交通ネットワーク ・5行目:さんさ踊りを「文化」の代表例としているが、「交通と文化」の「文化」の含意が少々不明。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、中央通りで開催されている「盛岡さんさ踊り」は、伝統的なお祭りであり、一つの文化として捉えているものです。	D	32 ページ
247	P32 交通ネットワーク ・P41でも記載されているが、基幹公共交通軸としての中央通りとは、中央通り全体か、内丸地区に限定か。「ゆっくりと移動する」「人中心の空間」は中心市街地全体を目指すのか。	本プランでは、内丸地区内を対象としております。7ページでは中心市街地における将来の望まれる交通体系モデルを示しており、こちらに基づき、検討しているものになります。	D	32、41 ページ
248	P32 交通ネットワーク ・図では不記載となっているが、再整備後の東大通りの車・歩行者交通ネットワークは。	図で不記載としている箇所については、自動車の進入を抑制する箇所として想定しております。今後、どのような交通形態が望ましいか沿道の皆様をはじめ市民の皆様と一緒に検討していくものと考えております。	D	32 ページ
249	P32 交通ネットワーク ・図では不記載となっているが内丸メディカルセンター北側(不来方町通り)の東側はどのような自動車、歩行者通路となるのか。		D	32 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
250	P32 交通ネットワーク 医大の旧高次救急センター付近を貫通する新設の道路を造成するという計画なのか。	御意見いただいた箇所については、既存の道路を生かした自動車交通ネットワークの設定を検討したものです。必ずしも自動車交通ネットワークの線のとおりに整備をお約束するものではございません。	D	32 ページ
251	(提案)「総合的な公園としての内丸」の保全と魅力向上 内丸地区全体を大きな総合公園と捉え、人々が歩いて回れる空間、世代問わずに余暇を過ごせる場所としての魅力を高めるべきです。盛岡城跡(岩手公園)や中津川といった歴史・自然遺産を核とし、これらを結ぶ緑豊かな遊歩道を整備することで、住民や来訪者が心安らぐ空間を保全・創造してください。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、本プランで示している内丸地区の都市空間のあり方を体現できるように引き続き努めてまいります。	C	33、 34、38 ~40、 44~47 ページ
252	P33 歩行者ネットワーク ・街区や建物を貫通する通路の整備とは、具体的にどのようなものを想定(提案)するのか。特に県民会館、県警本部・議員宿舎付近、地裁と議会等の間、医大病院の中のように新設するような箇所はどうするのか。県民会館の建て替えを想定するのか。このような市に所有権の無い土地や建物に貫通する通路を設定することは計画としてはあり得ても、地権者にこの考え方を理解してもらい協力してもらうよう働きかけは市の責務となる。相当の覚悟が必要ではないか。詳細は整備計画編の対応であるとしても、現状で基本方針として相手方にどの程度説明し理	本プランで示している地区全体の整備に係る基本方針については、関係者の皆様には御理解いただいている認識でございます。しかしながら、個別事業に係る具体的な整備については、引き続き関係者の皆様と協議を進めてまいります。 盛岡市としては、本プランで示している内丸地区の都市空間のあり方を体現できるように引き続き努めてまいります。	D	33ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	解されているのか。			
253	P33 歩行者ネットワーク ・8 行目:「街区や建物を貫通する通路を整備」 全国、国内外での具体的な先行事例としては、どのようなものがあるのか。それぞれの整備に到る過程、整備後の状況はどうなっているのか。	整備に至る過程や整備後の状況については把握しておりませんが、45 ページに一例として、千代田区の事例を写真で掲載しております。	D	33 ページ
254	グランドレベルは地盤で良くないですか。	グランドレベルは、まちなかにおいて、歩行者の目線に入る範囲のことを指しております。	C	33、34、46、47ページ
255	ヒューマンスケールの街区→現在は違うのか。	現状は敷地内や施設内の通行、歩行者の回遊を促すことができる空間ではないと考えております。	D	33ページ
256	P33 歩行者ネットワーク ・図の各沿道の矢印(1 本の場合と 2 本の場合)はどのような歩行通路の状況を示すのか。	歩行者ネットワークとして全体的には、自動車の進入抑制と公共交通の利用促進とともに、誰もが歩きやすい歩行環境の形成を目指します。また、33 ページの図において2本線となっている路線については、自動車ネットワークとなる道路であり、安全に歩くことができる歩行環境を確保することで、地区全体における歩車共存を目指すこととしております。	D	33 ページ
257	P33 歩行者ネットワーク ・図上では不表示となっているが、内丸メディカルセンター北側(不来方町通り)はどのような歩行通路となるの	図で不記載としている箇所については、今後、どのような交通形態が望ましいか市民の皆様と一緒に検討していくものと考えております。	D	33 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	か。			
258	P34 オープンスペース ・多孔質な空間とは、どんなもの、どのような状態を言うのか。分かりやすい説明が必要ではないか。	54ページに多孔質な都市空間について、記載しております。	C	34ページ
259	P34 オープンスペース ・4行目:「施設配置の考え方は、広場」→「施設配置の考え方は、当初、広場」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	34ページ
260	P34 オープンスペース ・大きなドットで広場空間を表示しているが、明らかな道路部分はドットを外すべきではないか。 ・広い空地を確保する街区の淡いドットは大変認職しにくい。斜線等ではっきり認職できるような表示を工夫すべきである。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、道路の公共施設もオープンスペースの一部として、考えておりました。広い空地を確保する街区の凡例は、着色しているため、認識できるものと考えております。	C	34ページ
261	P34 オープンスペース ・この表示の中の現県民会館の区域は建替え時を想定するのか。50年先には確保してあると言うことなのか。貫通する通路と共にどれだけ現実味があるのだろうか。そのほかにもテレビ岩手、東北銀行、東署、国の出先機関の土地などにオープンスペースの確保はどのように手法により確保を目指すのだろうか。詳細は整備方針編とすることだろうが、基本方針編としてただ絵として提示だけで良いのか。建ぺい率の緩和、容積率の拡大、その他の法	基本方針だけでは、現実味がないというのは、御意見のとおりでございます。しかしながら、同じ方向性のもと各施設の更新が図られるうえで、本プランで示す地区全体の整備に係る基本方針を皆様と共有することが、再整備に向けた第一歩だと考えております。	D	34ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	的対応等想定する事業手法なども言及すべきではないか。			
262	P35 目指す都市構造のあり方の全体像 ・1行目「4つの要素」について、P28では「観点」と表記しているが、同意か。	御認識のとおりです。28 ページから 34 ページまでの 4つの要素の説明内容を重ね合わせたものとして表現しております。	D	28、35 ページ
263	P35 目指す都市構造のあり方の全体像 ・2行目:「岩手県、」→「内丸地区は、岩手県」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	35 ページ
264	P35 目指す都市構造のあり方の全体像 ・「核として機能し続ける地区と」としているが、ゾーニングとしては現在の土地利用とほぼ同様なものではないかと思われる。自動車交通、歩行者ネットワーク、オープンスペースは、それぞれ自動車の抑制、歩行者通路の確保、そして現在の土地利用で最も不足しているオープンスペースの確保については、新しい考え方とは思うが、ほぼすべての内容が、他の地権者の土地の協力が無ければ実現できないものであり、その実現性は現在のところ未知数である。市の計画を相手方にどのように説明し理解していただくのか、手腕が問われる。方向性はこの基本方針編で示したが、整備方針編ではより具体的な提案が必要であると考える。	御意見のとおりでございます。本プランで示している内丸地区の都市空間のあり方を体現するため、関係者の皆様から御協力を得られるように、努めてまいります。	D	35 ページ
265	P35 目指す都市構造のあり方の全体像 ・3行目:「官公庁施設にて示された」→「官公庁施設で	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	35 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	示された」			
266	P36 取組方策の体系 ・10 行目:「都市環境を使い」→「都市環境を基に(前提に)」	御意見のとおり、「都市環境を使い」という記載を「都市環境を基に」に修正いたします。	A	36 ページ
267	P36 取組方策の体系 ・12 行目:「ソフト面の方策も」→「ソフト面の方策を」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	36 ページ
268	P36 取組方策の体系 ・14 行目:「ここに示す取組方策」→「本基本方針編に示す取組方策」		C	36 ページ
269	P37 から P49 のハード・ソフトの各種取組には、関連する先行事例の写真も紹介されているが、各種の取組についての成功・失敗の事例、又それぞれの PDCA に関する情報はどの程度入手されて、プラン策定に活かされてきているのか。	取組方策に示した内容等は、整備内容を位置づけるものではなく整備の方向性を示すための例としているものであり、現時点で詳細を確認しているものではございませんが、整備を進めるに当たりましては情報収集していくものと考えております。	D	37~49 ページ
270	P37 ハードに関する取組 ア)国・県・市の機能集約 ・1 行目「基本方針」:P23 で提示する 3 つの「目指す都市像のコンセプト」はまさに内丸プランの「基本方針」と言えると思うが、ここでは「目指す都市像のコンセプト」を「基本方針」と言い換えて記述しているのか。他の 2 つのコンセプトについても「基本方針」として記述した例もあるのか。	御意見を踏まえ、「基本方針」という記載を「目指す都市像のコンセプト」に修正いたします。	A	23、37 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
271	P37 ハードに関する取組 ア)国・県・市の機能集約 ・2行目:「行政・司法等」→「立法、行政、司法等」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	37ページ
272	P37 ハードに関する取組 ア)国・県・市の機能集約 ・3行目:「一層強化→「一層機能強化」		C	37ページ
273	P37 ハードに関する取組 イ)高次都市機能の更新・新設 ・3行目:「目指す姿、目標、基本方針」:「基本方針」は具体的には何を示すか。	御意見を踏まえ、「基本方針」は「目指す都市像のコンセプト」の誤りでしたので、修正いたします。	A	37ページ
274	P37 ハードに関する取組 イ)高次都市機能の更新・新設 ・3行目:「内丸地区の再価値化」→「内丸地区の高価値化」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	37ページ
275	P37 ハードに関する取組 イ)高次都市機能の更新・新設 ・5行目:「内丸地区における再整備」→「シビックコアにおける再整備」		C	37ページ
276	P37 ハードに関する取組 イ)高次都市機能の更新・新設 ・6行目:「地域が活性化」:「地域」はどこを指すか。大手	大手先通り、本町通りの周辺を想定しております。	D	37ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	先通り・本町通りか。内丸地区、中心市街地。			
277	P37 ハードに関する取組 イ)高次都市機能の更新・新設 ・7行目:「シビックコアと商業地の隣接を南北方向においても生み出して」 「南北方向」は上記の大手先通り・本町通りか。 (P29では、大通・菜園も対象)→「シビックコアと商業地の対流を南北方向において拡大して」では。	南北方向とは、大手先通りを通じて本町通りまでのエリアについて記載しているものです。御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	37ページ
278	P37 ハードに関する取組 ■一団地の官公庁施設の捉え方 ・1行目:「土地利用の実現」→「内丸プランの推進に向けた土地利用の具体化」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	37ページ
279	P37 ハードに関する取組 ■一団地の官公庁施設の捉え方 ・1行目:「都市計画の側面から」→「都市計画の視点から」		C	37ページ
280	P37 ハードに関する取組 ■一団地の官公庁施設の捉え方 ・第2段落:P21の再整備の目標の2では、「官民連携」を前提とした記述となっているが、一団地の官公庁施設の再整備の方向性は未定、多様な検討方向にあるということか。	官民連携により多様な機能が融合した包括的かつ創造性を育める空間構成とすることを再整備の目標としており、官民連携も含めて検討していくことを記載しているものです。また、一団地の官公庁施設につきましては、今後も継承していくこととしておりますが、区域の一部がハザードエリアとなっていることなど、各施設の更	D	21、37ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
		新にあわせて都市計画の見直しを検討していくこととしております。		
281	P37 ハードに関する取組 ■一団地の官公庁施設の捉え方 ・4行目:「考慮するならば」→「考慮する場合」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	37ページ
282	P37 ハードに関する取組 ■一団地の官公庁施設の捉え方 ・7行目:「都市像を踏襲」→「都市像のイメージを踏襲」 (Cf.P34 5行目)		C	37ページ
283	・P37 官公庁施設の集約について、国・県・市と施設集約について検討はどれだけの時間を想定するのか。まずは市として駅の西側の浸水想定区域にある消防本部を本庁舎の近隣に移転することを優先的に検討すべきではないかと考えるが如何か。災害対応を想定すると本部長のいるはずの本庁舎と出動する消防、都市インフレの基礎である道路、河川の管理担当である建設関係の部署は少なくとも近接した場所にあるべきものと考えるが如何か。	本プランでは50年後の内丸地区の未来の姿を描くものになります。盛岡市消防本部の移転、災害対応時の関係部署の集約化に係る御意見につきましては、担当部署に情報提供いたします。	D	37ページ
284	・P37 ここで言う「新市庁舎と国・県の施設が近接する形で整備することで集約性を高め、機能性を向上します」としていますが、少なくとも県庁は現在位置での更新方針であることを考えると、新市庁舎はこのエリアを想定し	盛岡市新市庁舎整備基本構想(令和6年12月策定)にて、新市庁舎の整備エリアは内丸エリアを選定しております。これ以上のことは現在決定しておりません。内丸エリアは一団地の官公庁施設を都市計画決定している	D	37ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	ているということを言外に込めていると判断されるが、如何か。	区域があることから、区域内を優先とし、検討してまいります。		
285	取組方策の大系 ハード面について ・P37 の下段の枠の中に一団地の官公庁施設の取り扱いが触れられているが、土地利用はシビックコアとして、P30 の再整備のゾーニング図でも現在の公共施設の都市計画上の扱いを継続しているように思われる。ここに民間の施設を導入するのかによってこの都市計画上の変更も視野に入れる必要があるが、それは基本方針編では示さず、整備方針編で議論するということか。民間の意志、考え方の確認には相当の時間が必要ではないかと考えるが、その場合この計画の核ともいるべきシビックコアの方針は一体いつになつたら確定するのだろうか。時間を区切って交渉するのだろうか。	37ページに記載のとおり、一団地の官公庁施設の区域内では、民間施設との複合化などが課題となっていることから、その可能性を閉ざさないために、各施設の更新にあわせて、都市計画の見直しを検討してまいります。シビックコアの説明については、23、29、31ページに記載しているとおりでございます。	D	37ページ
286	・P38 壁面後退について、県庁舎の立地する街区では、更新の際に議会棟に配慮してもらうと言うことか。県の合庁についても同様に考えるのか。中央南側については内丸緑地の奥行と同等としているが、前面の駐車場を廃止することが必要であり、更に東署についてはどのように考えるのか。	本プランで示している内丸地区の都市空間のあり方を体現するため、各施設の更新の際には関係者の皆様から御協力を得られるよう、努めてまいります。	D	38ページ
287	P38:オープンスペースの形成 ・10 行目:「このように形成される」→「このようにして形	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	38 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	成される」			
288	・P38 確保するオープンスペースにファニチャー設置を想定しているが、これは誰が設置し管理していくのか。これらのことについても整備方針編で示す予定なのか。	本プランでは再整備に向けた約 50 年後という未来を目途とした都市づくりの方針を示したものになります。個別事業の構想、計画、整備、維持管理などについては今後検討していくものになります。	D	38ページ
289	P39 ・1行目:「内丸緑地も」→「内丸緑地についても」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	39 ページ
290	・P39 県管理の都市緑地である内丸緑地であり、市の提案をどれだけ理解してもらえるか、今後の交渉次第なのだろうが、公共交通の待合機能とは LRT などを想定しているのか。 また観光案内機能は市の担当とするのか、新市庁舎へ市民からは観光案内機能という希望もあったように思うが、この緑地に市の負担で案内所を想定するのか。	御意見のとおり、内丸緑地の施設管理者は岩手県になることから、内丸緑地の活用について、岩手県と協議を行っていくものになります。本プランでは再整備に向けた約 50 年後という未来を目途とした都市づくりの方針を示したものになります。個別事業の構想、計画、整備、維持管理などについては今後検討していくものになります。	D	39 ページ
291	P40 :みどりと水の連続性 ・「みどりと水の連続性」→「水とみどりの連続性」 盛岡市景観計画 盛岡らしさの五つのテーマ:「水とみどりの連続性」 表記は合わせなくてもいいか。「水」があって「みどり」が生まれるのでは。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	40ページ
292	P40 みどりと水の連続性 ■水を感じ東西に川を渡れるルート	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	40ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	・1行目:「盛岡周辺の地理」→「盛岡周辺の地形(地理的条件)」			
293	P40 みどりと水の連続性 ■水を感じ東西に川を渡れるルート ・2行目:「橋以外にも横断できる」→「橋以外にも川を横断できる」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	40ページ
294	・P40 枠の2番目に「東岸側」とありますが、河川の場合は右岸左岸と記載するべきではないでしょうか。ここは左岸とするべき。そのためにも図面に方位が必要です。東岸側と言われてどちらか東なのか分かりません。(市民であれば常識ではあります)	御意見を踏まえ、「東岸」を「中津川の東側の岸」に修正いたします。方位が示されていない図はページの上方が北となります。	A	40ページ
295	P40 みどりと水の連続性 ■水を感じ東西に川を渡れるルート ・4・5行目の記述と、■高低差を活かした空間形成の1・2行目の記述内容は同一。ただ、「東岸」(紺屋町・鍛冶町)も「内丸地区」近隣としての記述か。	御意見のとおり、同一の内容となっておりますので、■高低差を活かした空間構成の1行目、2行目に記載されている「歴史ある石垣を活かしながら、東岸から川辺に降りるルートをつくる。」を削除いたします。	A	40ページ
296	・P40 3番目の枠では、「石垣」とありますが、これは護岸のことであれば石垣護岸とすべきです。	御意見を踏まえ、「歴史ある石垣」を「盛岡城跡の石垣の景観と調和した石積み護岸」に修正いたします。また、2番目の枠の2つ目の項目と同一の内容であるため、当該項目は2番目の枠の2つ目に集約いたします。	A	40ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
297	P40 みどりと水の連続性 ■高低差を活かした空間形成 ・5行目:「ルートを確保」→「オープンルートを確保」。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	40ページ
298	・P40 デッキから直接川辺に降りることができるルートとあります。中橋下流は立ち上がりの壁があり大変困難ではないか。橋の上流は可能かもしれません。いずれにしても岩手河川国道事務所の管理施設なので、上手な交渉が必要です。	個別事業の構想、計画、整備、維持管理などについては、河川管理者と協議を行ってまいります。	D	40ページ
299	P40 みどりと水の連続性 イ)都市と自然の調和 ①「都市と自然」→「都市と自然・みどり」 P12 ■自然:都市と自然が近接しているでの記述内容、 P18とも関わるが「内堀」「水辺空間」は「自然」というより文化資源と捉えるべき。「みどり」即「自然」ではない。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、本プランの特性上、適當な表現であると考えております。	C	12、18、40ページ
300	P40 みどりと水の連続性 イ)都市と自然の調和 3行目:「みどりと水」→「水とみどり」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	40ページ
301	・P40 オープンスペースのみどりは芝やシロツメクサ(ホワイトクローバー)とすることですが、管理の頻度が少ないと相当見苦しいものになります。そしてこのオープンスペースは公共の敷地のほか文脈から民間の敷地にも想定しているように思われますが、管理基準の設定等相	個別事業の構想、計画、整備、維持管理などについては、各施設の管理者と協議を行ってまいります。	D	40ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	<p>当配慮が必要になります。先日の議会本会議でも質問されていましたが、伐採した街路樹の植樹マスの雑草が見苦しいと指摘されていました。</p> <p>建設部長は草刈や除草剤の散布(都市内の不特定多数が利用する場所で除草剤を使用するのは聞いたことがない)が基本と答弁していましたが、現実は全くそのようになってしまっています。計画は計画として管理の体制まで考えないと公共も民間もお手上げになります。</p>			
302	P41 「2)公共交通・街路:地域内」→「2)公共交通・街路:地区内」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	41ページ
303	<p>P41「ゆっくりとした対流」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このゆっくりとした対流とは、どのような状態を想定するのでしょうか。言葉だけではなかなか市民は理解できないのではないか。</li> </ul>	7ページに記載している「ゆっくりとした移動」と想定しているものになります。	C	41ページ
304	<p>P41「ゆっくりとした対流」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的に道路空間の再配分とは、幅員構成を何回か変更するということでしょうか。</li> </ul>	個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行ってまいりますが、道路空間の再配分を段階的に見直していくことも検討しております。	D	41ページ
305	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P41 公共交通専用レーンとは、どのような公共交通を想定するのでしょうか。優先ではなく専用とは一般自動車の排除ということでしょうか。</li> </ul>	個別事業の構想、計画、整備については、関係機関、各施設の管理者と協議を行ってまいりますが、公共交通専用レーンは、一般車両の通行はできないものになります。	D	41ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
306	・P41 定時性を確保できる新交通システムとは、LRTなどを想定するのでしょうか。莫大な投資と共に、運行システムの構築、車両管理システム等、市民団体が活動はしていますが、それらを整備する体力が市にはあるのでしょうか。大変疑問です。利用者となる人口は、50年後には相当の人口減少となるのは明白な事実です。	3ページに記載しているとおり、今後の社会的背景や時代潮流も踏まえて、関係者と協議調整し必要に応じて基本方針にフィードバックすることも検討するなど、一貫性と柔軟性を併せ持ちはがら、本プランを推進してまいります。	D	41ページ
307	P41 ■中央通りの道路空間再配分の検討について 検討対象の「中央通り」は、中央通り全体か、内丸地区内 ・シビックコアエリアの中央通りか。	本プランは内丸地区内を対象としていますが、範囲等の詳細については明確に示しているものではございません。7ページでは中心市街地における将来の望まれる交通体系モデルを示しており、こちらに基づき、検討しているものになります。	D	41ページ
308	P41 ■中央通りの道路空間再配分の検討について 4行目:「車道の拡張」は「車道の拡幅」か。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	41ページ
309	P41 ■中央通りの道路空間再配分の検討について シミュレーションは、図示されている2つのパターンについて実施されたのか。	シミュレーションにつきましては、②の自動車交通を抑制したものとなります。	D	41ページ
310	P41 ■中央通りの道路空間再配分の検討について ・実施対象の「中央通り」は中央通り全体か、シビックコアエリアの中央通りか。	本プランは内丸地区内を対象としていますが、範囲等の詳細については明確に示しているものではございません。	D	41ページ
311	P41 ■中央通りの道路空間再配分の検討について ・シミュレーションの実施項目はどのような内容か。	シミュレーションの実施内容はあくまでも自動車を対象とし、内丸地区内への自動車の進入を抑制した際に周	D	41ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	・シミュレーション結果では、パターン①、②それぞれで、季節、曜日、時間帯ごとの、歩行者、自転車、自動車、公共交通機関ごとの通行量はどのような状況だったのか。	辺道路への影響を検証するためのシミュレーションになります。中央通りの内丸地区内の区間を2車線のみを自動車の通行を可能とした場合、本町通り等の内丸地区周辺の道路に交通量が増加するという結果が出ております。		
312	P41 ■中央通りの道路空間再配分の検討について ・パターン②の場合、自家用車は、基幹公共交通軸の中央通りではなく、内丸地区外縁の幹線道路(P56)を通行することになるのか。中央通り沿道の官公庁や事業所関連の業務用車両の通行対応はどうなるのか。	32ページで記載しております自動車交通ネットワークとして示された道路を通行していただくことを想定しております。こちら41ページで示す取組方策は、整備内容を位置づけるものではなく整備の方向性を示すための例として記載しておりますので、これに伴う業務用車両との対応については、整備の際に検討していくこととなると考えております。	D	41、56 ページ
313	P41 ■中央通りの道路空間再配分の検討について 自転車通行空間は、冬季間も安全通行可能か。除雪、融雪確保できるか。	自転車通行空間に限らず、歩行者空間についても、施設管理者において定める維持管理の方針等に基づき、除排雪を対応していただくものになります。	D	41 ページ
314	・P41 下の枠内に二つのパターンの道路配分イメージがありますが、想定の幅員構成を示さないとただの絵にしかなりませんが、これも整備方針編への宿題でしょうか。	個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行ってまいります。	D	41 ページ
315	P42 モビリティハブについて ・この説明では、外から内丸へ向かう際に、交通結節点で乗り換えをするという設定に読みますが、内丸地区は一般車を排除し、パーソナルモビリティでの地区内通行を想	本プランでは再整備に向けた約50年後という未来を目指とした都市づくりの方針を示したものになります。個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行ってまいります。	D	42ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	定するということでしょうか。現実的な対応が可能でしょうか。降雨時、積雪時等の対応はどのように想定するのでしょうか。狭い土地の中にシェアポートを設置する余裕はあるのか、管理は一体誰が行うのか。このような対応はAIやテレワークで現在は出来るものでなく現場の作業員が必要ではないか。現実に対応する方策は、これも整備方針編の宿題なのか。			
316	P42 イ)モビリティハブの整備 この項目の記述では、一般市民、特に高齢者には、不慣れな用語(カタカナ等)が多く、注記があったほうが理解しやすいのではないか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、本プラン内のみで特別な意味を持たせている単語ではないため、詳細な説明は省略しております。	D	42ページ
317	P43 集約駐車場の整備は公共あるいは民間あるいは設置場所によるということか。 下の枠内に、「多様に交通手段を目的に合わせて選択する社会」とありますが、そのためには今の自由な選択ではなく、市民の相当の意識改革が必要であり、提案する市の役割は相当重いと思うが、そのためにはモリオカルールとでも言うべき条例のようなある程度制約のある暮らし方をせざるを得ないというような意識を醸成しないと、市の空回りになるのではないかと思われますが、如何か。50年先の目標でしょうか。	御意見を参考にさせていただき、市民の皆様の意識の醸成に向けた取り組みの検討を進めてまいります。本プランでは再整備に向けた約50年後という未来を目指とした都市づくりの方針を示したものになります。	D	43ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
318	P43 ウ)集約駐車場の整備 5行目:「敷地にて」→「敷地で」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	43ページ
319	P43 ウ)集約駐車場の整備 図のタイトル:「内丸地区における公共交通の取組の展開」→「内丸地区における多様な交通手段を選択できる社会への取組の展開」		C	43ページ
320	P44 歩道確保のために沿道敷地において壁面後退を検討するとありますが、この場合、歩道として利用する土地は民有地ということでしょうか。そうであれば、これも沿道敷地の地権者の協力が必要ですし、その歩道区域の舗装管理は公共で対応するということでしょうか。	民有地を想定しております。今後、沿道の皆様にとって、どのような形が良いのか、検討を引き続きしていくものになります。また、個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行ってまいります。	D	44ページ
321	P44 街路空間の「高質化」→「高品質化」ではないか。 ・ここで言う「高質化」とは電線の地中化、植樹、舗装、街路灯などの特別なデザインされた仕様の製品を使用するという意味でしょうか。この場合の植樹は公共の敷地に街路樹という認識でよろしいでしょうか。	歴史を感じ、歩いてみたくなる街路として、都市空間の魅力を高めていくことを高質化としております。植樹は、民有地での植樹について、可能性を否定するものではありません。今後、沿道の皆様にとって、どのような形が良いのか、検討を引き続きしていくものになります。	D	44ページ
322	P44 イ)大手先通りの街路空間の高質化 5行目:「連続性の担保や」→「連続性や」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	44ページ
323	建物ファサード→建物正面外観でいいのでは。	御意見のとおり、「建物ファサード」から「建物正面の外観」に修正いたします。47ページに記載された「ファサードデザイン」は新しい観点を盛り込みたいという意図	A	44ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
		があることから、建物正面の外観の意匠ではなく、ファサードデザインという言葉を用いております。		
324	P44 ・大手先の通りは現状でも歩道は設置されていない市道ですが、この想定では、車とは隔離された植樹もある歩道を想定するのでしょうか。白線のみで車道との分離ではないということか。沿道住民の理解が必要とは、壁面後退で確保された敷地を歩道とみなすということか。	大手先通りの空間構成のイメージは60ページに記載しております。今後、沿道の皆様にとって、どのような形が良いのか、検討を引き続きしていくものになります。また、個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行ってまいります。	D	44ページ
325	P44 ウ)ユニバーサルデザインの徹底 内丸地区全体が対象か。	内丸地区内について記載しているものです。	D	44 ページ
326	基本理念:誰にでも優しい街づくり 「女性に優しい街は男性にも優しい街」、「子どもや高齢者に優しい街は若者にとっても優しい街」という考え方を基本とすべきです。	道路や建物のバリアフリー化とともに、オープンスペースや歩行者空間でも子供も含めあらゆる世代が過ごしやすい都市環境の実現に向け取り組んでまいります。	B	44 ページ
327	P44「子どもも利用できるファニチャーや椅子」→同じことではないか。 ※他 1 件同意見あり。	御意見のとおり、「ファニチャーや椅子」を「ファニチャー」に修正いたします。	A	44ページ
328	P45 や P54 のタイトルにもありますが、多孔質な都市空間をきちんと説明していただきたい。単に言葉として使用されていますが、どのような状態を言うのか等具体的な事例を参考にして説明していただきたい。	54ページに多孔質な都市空間について、記載させていただいており、イメージパースでも示させていただいております。	C	45、54 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
329	P45 敷地内貫通路とは、道路法の適用外の通路と言うことか。公共空地のようなものを想定しているのか、あるいは新しい制度で確保できる制度があるのだろうか。	敷地所有者管理の通路を想定しておりますが、法定外道路、公開空地等の形態を含め、個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行ってまいります。	D	45ページ
330	P45 イ)小さなオープンスペースの確保 9行目:「都市活動や」→「市民の様々な都市活動や」 P46 イ)の記述と統一。	御意見のとおり、修正いたします。	A	45、46ページ
331	P45 下の枠内で、最後にある、設えます→設けます、では。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	45ページ
332	P47 ページ本文の文字ポイントが、他のページに比べて小さい。統一すべきか。	御意見のとおり、修正いたします。	A	47ページ
333	P47 ア)「盛岡らしさ」を感じる諸資源を活かした空間づくり 1行目:「オープンスペースにて」→「オープンスペースでは」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	47ページ
334	P47 ア)「盛岡らしさ」を感じる諸資源を活かした空間づくり 2行目:「諸資源を手がかりとし、その場にいる」→「諸資源をその場にいる」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	47ページ
335	P47 「かつてそこにあったもの」を資源と捉えとあります が、具体的にどのように空間づくりに生かすのでしょうか	57ページに歴史資源や自然資源を生かした都市空間について、一例として記載しております。	D	47ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	か。江戸時代に焦点を当てるのは分かりますが。			
336	P47 ア)「盛岡らしさ」を感じる諸資源を活かした空間づくり 5行目:「も資源と捉え、」→「も歴史を想起できる資源と捉え」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	47 ページ
337	P47 イ)高さを感じさせることのないファサードデザイン 1行目:「敷地内空き地の確保」→「敷地内空き地の導入」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	47 ページ
338	P47 イ)高さを感じさせることのないファサードデザイン 1行目:「必要面積の増加」→「必要床面積の増加」	御意見のとおり、修正いたします。	A	47 ページ
339	P47 イ)高さを感じさせることのないファサードデザイン 3行目:「対流を促す」→「回遊性を促す」他の頁の記載も統一すべき。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	47 ページ
340	P47 イ)高さを感じさせることのないファサードデザイン 5行目:「中間階にてスカイラインを」→「中層階でスカイラインを」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	47 ページ
341	P47 ウ)岩手山など周辺の眺望の確保 1行目:「遠景を参照した」→「遠景に配慮した」	御意見のとおり、修正いたします。	A	47 ページ
342	P47 ウ)岩手山など周辺の眺望の確保 2行目:「することは難しいです。」→「することは難しいと	御意見のとおり、修正いたします。	A	47 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	思われます。」			
343	P47 ウ)岩手山など周辺の眺望の確保 3行目:遠景景観眺望を確保のため、官民の建築物の建築規制・誘導やオープンスペース化はどのような方法で、どの程度可能となるか。建築基準設定・変更か。	本プランの基本方針編では、眺望の確保についての方針性を示したものです。関係者等の方々が、建築規制を定めることが望ましいと判断した場合は、都市計画の決定を行うことを検討してまいります。	D	47 ページ
344	P48 6.1)①新規価値創出の場づくり 内丸ビジョンでは、重視すべき視点の③新たな価値の創出、3つのあるべき姿の一つとしての「英知が集い未来を創造するまち内丸」として、夫々多様な機能、機関について記述されている。(P8・9)今回本編では、この項目に関して「21世紀型 MICE」の記載のみとなっているが、この分野での再整備計画に関して、MICE 以外について検討はなかったのか。	新規価値の創出について、一つの例として「21世紀型 MICE」を記載しているものです。今後、どのような機能が望ましいか市民の皆様と一緒に検討していくものと考えております。	D	48 ページ
345	P48 6.1)①新規価値創出の場づくり 21世紀型の新しいタイプの MICE は、大収容コンベンションセンター施設ではなく、イラストに示されているようなオープン MICE スペースというイメージか。	一つの例として記載しているものであり、内丸地区という限られた空間の中で行える MICE の形も含めて、盛岡独自の MICE の形成に取り組んでいくものです。	D	48 ページ
346	P48 6.1)②本町通りへの賑わいの誘導 P29 以降のゾーニングの項目で記述されているのは、シビックコア・中央通りから南北方向の大手先通りと本町通り周辺、延いては他の中心市街地での人流・対流・賑わいの拡大という方向。②のタイトルを「本町通り」に限定す	本プランは内丸地区内を対象に記載をしているものであり、「本町通り」への人流の促進は重要な項目として検討しております。その上で、本町通りだけでなく「地区内外の移動を促します」として、大手先通りや地区外への影響も考慮しているものです。	D	48 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	る必要はないのではないか。			
347	P48 6.1)②本町通りへの賑わいの誘導 1行目:回遊誘導対象として「観光客」を例示特記する必要もないのではないか。	人流の促進の一つの例として、観光バス駐車場の整備について記載しているものであり、御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	48 ページ
348	P48 観光バス駐車場を北側に、とありますが上の橋に隣接する駐車場以外に増設する計画と言うことか。また北側とは、どこの北側を想定するのか。 ・このページの記載内容も相当民間の理解と協力が必要です。 ※1 文目について、他 1 件同意見あり。	個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行ってまいります。 御意見のとおり、どこの北側は不明なことから、「北側」から「内丸地区の北側」に修正いたします。	A	48 ページ
349	P48 6.1)②本町通りへの賑わいの誘導 2行目:「促す仕掛け」→「促す取組」「仕掛け」は読者によっては悪い印象。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	48 ページ
350	P48 6.1)②本町通りへの賑わいの誘導 2行目:サイネージ配置は、「本町通り」に特化した誘導情報を提供するのか。	サイネージが配置された場合、どのような内容を公開するかについては、今後、どのようなものが望ましいか、関係者の方々と一緒に検討していくものと考えております。	D	48 ページ
351	P48 6.2)①ア)時代が求める環境性能の実装 1行目:「環境負荷に対する要請」→「環境負荷削減に対する要請」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	48 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
352	P48 6.2)①ア)時代が求める環境性能の実装 1行目:「環境技術」→「環境改善技術」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	48 ページ
353	P49 行政連携により災害対策機能の強化とあります、盛岡市としては先にも記しましたが、消防本部、河川道路管理部門の移転を早急に検討すべき課題と考えますが如何か。	盛岡市消防本部の移転、災害対応時の関係部署の集約化に係る御意見につきましては、担当部署に情報提供いたします。	D	49ページ
354	P49 3)①ア) 行政連携による災害対策機能の強化 4行目:「各活動エリア」→「各機関の各活動エリア」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	49 ページ
355	(提案)公民連携による防災拠点の整備 内丸地区が持つ広域的な防災拠点としての役割を強化するため、行政機関の建て替えに合わせ、民間企業や地域住民と連携した防災機能の整備を提案します。例えば、日中を内丸地区で過ごす人たちを含めた帰宅困難者の一時滞在を受け入れ可能な施設の指定や体制づくり、災害用備蓄倉庫を公民共同で整備・運営する仕組みを検討していただきたいです。	内丸地区の行政機関においては、行政機関が集中していることの強みを生かし、エリア防災に取り組んでまいります。	D	49 ページ
356	P49 東京都の例はともかく盛岡でなにをどのようにするのか、それを考える市の姿勢が問われるものと思います。	御意見を参考にさせていただき、個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行ってまいります。	D	49 ページ
357	(提案)既存住民および将来の住民が安心・安全に暮らせる仕組みづくり	今後、個別・具体的な事業の構想・計画・整備について、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていくうえで、	C	49 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	内丸地区に現在住んでいる方、そしてこれから住まわれる方が、日常通っている方が、長期にわたり安心・安全に暮らせる過ごせるための具体的な施策(例:防災機能の強化、夜間照明の整備、コミュニティ形成支援など)を計画に明確に位置づけていただきたいです。	参考とさせていただきます。		
358	P50 ・概略工程として今後 15 年程度で取り組む事業は県庁舎の整備と新市庁舎を明記していますが、この 50 年の計画で具体的な事業は、現在この 2 件のみと思います。現時点では、この計画はそのためだけの計画をわざわざ立案したように思われます。その他計画事業のロードマップは、公共、民間ともに市の権利のない他の地権者の者が多く、それぞれの意向があり実現性が乏しいと思います。・その中でも市の意志で実施出来ることが少なからずあると思いますので、計画策定の主体として先行事例として見本を示す意味でも取り組む事業を設定する必要があるのではないかと思います。 ・市としては、すくなくとも 50 年と計画期間とするなら、この 50 年の前期、中期、後期としてどのような事業が計画意図を達成するために必要なのか程度は示す必要があるのではないか。ただ 50 年の計画と言われても、先日の会議でも発言があったが、誰一人として 50 年後の成果を確認できないのではないかと思われますが如何か。	同じ方向性のもと各施設の更新が図られるうえで、本プランで示す地区全体の整備に係る基本方針を皆様と共有することが、再整備に向けた第一歩だと考えております。 個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行っていき、最終的には整備方針編で示していきたいと考えております。	D	50 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
359	P51 1.50年後の内丸地区の姿 各ページに紹介されている図では、「都市型商住共生ゾーン」とされている大手先通り・本町通り地区の各街区が空白となっているのはなぜか。	図は、あくまで未来の内丸地区の一例を示すものです。図には、本プランの検討に携わっている方々の施設を主に記載しているものであり、民間(個人)所有の建物が多くある大手先通りや本町通りについては、記載していないものです。	D	51ページ
360	P51 1.50年後の内丸地区の姿 建物の表示について ・凡例は提示できないと思われるが、大別して、赤枠表示が建替え(予定)建物(平面図は多様)、薄黄土色がそれ以外の保存建物と理解していいのか。その場合、歴文館は建替え対象外・保存建物と理解していいのか。	御認識のとおりです。岩手県公会堂及び岩手医科大学1号館を歴史資源に関連する建物の一部を表示しているものです。	D	51ページ
361	P51 1.50年後の内丸地区の姿 建物の表示について ・河南地区の薄黄土色3棟(莫産九、岩銀・信金)は、内丸地区近隣の「盛岡らしさ」の「資源」として、関連表示か。	御認識のとおりです。歴史資源に関連する建物として表示しているものです。	D	51ページ
362	P51 1.50年後の内丸地区の姿 路上の赤線について ・西側の一部路上の赤線は何を示したものか。	図は、あくまで未来の内丸地区の一例を示すものであり、参考として、自動車を一部記載しているものです。	D	51ページ
363	P51 1.50年後の内丸地区の姿 図の下文 ・2行目:P54・3)記載の「多孔質な都市空間」が記入漏	御意見のとおり、修正いたします。	A	51ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	れ。			
364	P51 1. 50 年後の内丸地区の姿 図の下文 ・3 行目:「未来像を解題します。」→「それぞれの未来像を例示します。」	意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	51ページ
365	P51 50 年後の内丸の姿としてイラストが掲載されていますが、この図から、市役所は現在地から移転して跡地は公園あるいは都市緑地として整備される。また現在の東署の一も同様。県の合庁、県庁舎、公会堂、地裁、県民会館は継続し、県庁の北側の北ホテルや現在ら・らいわてのあるビルも存続か。 医大の跡地は何らかの施設が建設されるように描かれていますが、この図は一例とは言え誤解を招くものではないか。国の合庁がある区域は、県警本部が継続するのかも不明ですし、県議会議員宿舎は無くなり県の駐車場の場所に何らかの建物があるよう見えます。 日報にも掲載されましたが、この場所が新市役所の想定なのでしょうか。いずれにしても、これまでのこの計画書ではシビックコア以外に市役所が存置されることはないと思いますが、如何か。	誤解を生まないように、「本章に記す内容はあくまでも未来の内丸地区の姿の一例を示すものです。」と51ページに記載をしております。 本プランに示していることで、盛岡市がすべて整備をお約束するものではございません。 盛岡市新市庁舎整備基本構(令和6年12月策定)にて、新市庁舎の整備エリアは内丸エリアを選定しております。これ以上のことは現在決定しておりません。	D	51ページ
366	P52 1)オープンスペース P51 の冒頭では、「あくまでも…一例」「たとえば」として	御意見のとおり、未来像等が確定済みではないことがわかるよう、一例である旨説明書きを加えているもので	D	52 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	内丸地区の全体図が紹介されているが、1)～6)の各観点については、各説明文も断定的な文末表現となっており、各未来像は確定済み、という印象を与えてしまう懸念はないか。	す。本プランの説明時にも、当該内容をしっかりとお伝えしていきたいと考えております。		
367	P52 オープンスペース ・準公共空間という言葉がここで初めて出てきました。説明すべきではないか。また十分に確保することを義務づけるとあります。ここで言う義務とは条例等で規制するということでしょうか。この図でも継続する施設があるようですが、くどいですが東署や県警本部が存続するのかが不明です。	準公共空間は、民有地における公開空地などの空間を想定しております。 個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行っていき、最終的には整備方針編で示していきたいと考えております。 誤解を生まないように、「本章に記す内容はあくまでも未来の内丸地区の姿の一例を示すものです。」と51ページに記載をしております。	C	52 ページ
368	P52 1)オープンスペース 3、4 行目:「確保することを義務づけることで」→「確保することで」 民有地でも、都市計画、地区計画等で義務付けることも考えられるのか。	第6章では、あくまでも未来の内丸地区の姿の一例として記載しているものであり、当該内容につきましても、制限を義務付けた場合として記載しているものです。御意見につきましては、参考とさせていただきますが、プランの特性上、適当な表現であると考えております。	C	52 ページ
369	P52 1)オープンスペース 4 行目:「オープンスペースの実現が誘導」 大手先通り、本町通りでも誘導・実現の可能性があるのか。	P34において、オープンスペースの考え方を記載しておりますが、関係者の方々が大手先通りや本町通りでも必要だと判断した場合、実現に向けて取り組むことは可能と思われます。	D	52 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
370	P52 1)オープンスペース 内丸緑地東側:図中では、建物不存在。現在の東警察署は後転する構想か。	第6章では、あくまでも未来の内丸地区の姿の一例として記載しているものです。	D	52 ページ
371	P52 1)オープンスペース 岩手県公会堂:「シンボリックに感じ」 何を想定したシンボルか意味不明。それで可とするか。歴史的景観か。「盛岡らしさ」か。石割桜に比べ少々違和感はないか。	岩手県公会堂は、国が登録する「登録有形文化財」であることから、シンボルという表現を使用しています。また、第6章では、あくまでも未来の内丸地区の姿の一例として記載をしているものであり、図では、38ページのオープンスペースの考え方のもとに裁判所や県庁舎等が壁面後退した状態としているため、今よりも県公会堂が目立つような空間となっております。	D	52 ページ
372	P52 1)オープンスペース 南西地区 5 行目:「訪れる人の玄関口」一方方向ではなく、双方向の移動・対流の視点で記述すべきではないか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、本プランの特性上、適当な表現であると考えております	C	52 ページ
373	P52 1)オープンスペース 右下中津川:「中津川を感じながら」→「中津川の良さを感じながら」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	52 ページ
374	P53 2)歩行者環境と歩行者ネットワーク(貫通路) 4 行目:「建物が居並ぶ大街区」→「建物が並ぶ大街区」。強調必要か。		C	53 ページ
375	P53 2)歩行者環境と歩行者ネットワーク(貫通路) 4 行目:「なかに貫通路が整備され」→「なかには貫通も		C	53 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	整備され」			
376	P53 2)歩行者環境と歩行者ネットワーク(貫通路) 6行目:「縦横に構成され」→「縦横に整備され」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	53 ページ
377	P53 2)歩行者環境と歩行者ネットワーク(貫通路) 6行目:「大通・菜園地区の賑わいが本町通りや河南地区につながって」→「大通・菜園地区の賑わいが本町通りや河南地区との交流、回遊性の拡大につながって」		C	53 ページ
378	P53 2)歩行者環境と歩行者ネットワーク(貫通路) 「中央通りから本町通りへの人の流れ」:双方向の人流という捉え方はできないか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。文章の意味としては、片方の流れに限定しているものではなく、特にも、人流の流れを促進するものを強調しているものとなります。	D	53 ページ
379	P53 2)歩行者環境と歩行者ネットワーク(貫通路) 「南西街区の建物は」→「南西街区の建物には」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	53 ページ
380	P53 2)歩行者環境と歩行者ネットワーク(貫通路) 「北西の 2 つの街区に」→「中央通り北西の 2 つの街区に」		C	53 ページ
381	P53 2)歩行者環境と歩行者ネットワーク(貫通路) 公会堂街区:「上の橋への」→「中央通りから与の字橋方面や上の橋方面への」	御意見を踏まえ、「上の橋への」から「上の橋方面への」に修正いたします。	A	53 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
382	P53 2)歩行者環境と歩行者ネットワーク(貫通路) 内丸緑地東側:「河南方面への対流」→「河南方面との対流」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。文章の意味としては、片方の流れに限定しているものではなく、特に、人流の流れを促進するものを強調しているものとなります。	C	53 ページ
383	P53 2)歩行者環境と歩行者ネットワーク(貫通路) このページの各記載では、貫通路の機能は、基本的には中央通りを基軸にそれ以外の通り・地域への人流拡大、という方向性となっているが、夫々双方向での人流の拡大、という方向で記載することはいかがが。		C	53 ページ
384	P53 歩行者ネットワーク ・東大通りは、大通りから続くスローモビリティだけが通行する道路とは、一般自動車は通行できないということでしょうか。大変革だと思いますが、このような重大な案をこのような隅の吹き出でさらっと記すのは如何ですか。この計画の基本方針として公開しているのですから、もっときちんと計画の大きな柱の一つであるとするべきではないでしょうか。	本プランでは再整備に向けた約 50 年後という未来を目指とした都市づくりの方針を示したものになります。誤解を生まないよう、「本章に記す内容はあくまでも未来の内丸地区の姿の一例を示すものです。」と51ページに記載しております。	D	53 ページ
385	P53 東大通りだけがスローモビリティと言うことはありえないのではないか。その前後の道路については、どのように考えているのか。	個別事業の構想、計画、整備については、各施設の管理者と協議を行っていき、最終的には整備方針編で示していきたいと考えております。	D	53 ページ
386	P55 4)公共交通と結節点 3 行目:「基幹公共交通の停留所はモビリティハブとして 3 か所に整備され」→「基幹公共交通の 3 か所の停留所	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	55 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	「はモビリティハブとして整備され」			
387	P55 4)公共交通と結節点 4行目:「内丸緑地にはモビリティハブとなる停留所が整備され、地区内を移動」→「内丸緑地は地区内を移動」(3行目の表記との重複を避ける。5行目の「乗り換えできる」で、3行目のモビリティハブ表記と繋がる。)	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	55 ページ
388	P55 結節点 ・結節点が多数設置されていますが、ここで内丸地区に入るには乗り換えが必要という概念でしょうか。この区域の中で唯一の公共交通は、盛岡駅とバスセンターを結ぶトランジットモールに併設される LRT のみと言うことでしょうか。 トランジットモールの考え方は、この計画の内丸地区のみでしょうか。LRT 等の連続性を考えると盛岡駅からバスセンターまでが同様のものとなるのではないかと思われます。市民生活に大きな影響が出ると思われますが、市の考え方を明確に示すべきではないかと思いますが、如何か。 私の乏しい創造力では、これが現実味のある計画なのか、本気でこのような公共交通を考えているのか大変疑問です。	中心市街地において、望まれる交通体系の模式図を7ページに記載しております。本プランではLRTを導入するという趣旨の記載はしておりません。誤解を生まないよう、「本章に記す内容はあくまでも未来の内丸地区の姿の一例を示すものです。」と51ページに記載しております。交通関連計画と連携を図りながら、本プランで示している内丸地区の都市空間のあり方を体現するため、皆様から御理解、御協力を得られるように、努めてまいります。	D	55ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
389	P55 4)公共交通と結節点 左下:この場所は坂道となっているが、モビリティハブ整備に問題はないか。	第6章では、あくまでも未来の内丸地区の姿の一例として記載しているものであり、当該内容につきましても、整備においては、坂道で整備が出来るよう検討を進めて行くものと考えております。	D	55 ページ
390	P56 5)自動車交通と集約駐車場 2行目:「行政機関等は業務車両の通行」→「行政機関や事業所等は業務車両の通行・乗降」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	56 ページ
391	P56 5)自動車交通と集約駐車場 4行目:本町通りの幹線道路化に伴う道路西側の四ツ家地区までの道路拡幅が必要となり、内丸地区の外縁道路の幹線道路化は至難ではないか。	案2 第6章では、あくまでも未来の内丸地区の姿の一例として記載しているものであり、道路拡幅の必要性については、交通関連計画と連携を図りながら、引き続き検討を進めていく必要があるものと考えております。	D	56 ページ
392	P56 5)自動車交通と集約駐車場 右下:「大手先通りは、歩行者と」→「大手先通りは、人通りの多い日時に合わせて歩行者と」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適當な表現であると考えております。	C	56 ページ
393	P56 5)自動車交通と集約駐車場 右下:「沿道住民のための」→「沿道住民や外来者のための」	御意見を踏まえ、「沿道住民のための」を「沿道住民や来訪者のための」に修正いたします。	A	56 ページ
394	P56 自動車交通と集約駐車場 ・左の一番上の枠内には、自動車交通は本町通と西側の道路で受け止められており、とありますが、これも一般車	内丸地区内の中央通りを通行する一般交通量を本町通りに転換することを想定した説明になります。 自動車の進入の抑制については41ページ5. 2)①ア)	D	56 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	は排除するという意味でしょうか。	基幹公共交通軸の形成に記載しております。大手先は自動車通行を抑制することを目指しておりますが、今後、沿道の皆様にとって、どのような形が良いのか、検討を引き続きしていくものになります。		
395	P57 6)歴史・自然資源の参照 本文中、或いは、図の中で、歴史資源・大手先通りや本町通りの説明としては、「外堀ラインに合わせた歩道整備」か。「歩道整備」の範囲は図の○囲み部分か。	第6章では、あくまでも未来の内丸地区の姿の一例として記載しているものであり、○囲みの部分の整備を例示しております。	D	57 ページ
396	P57 6)歴史・自然資源の参照 上の橋近くのシンボルツリー、イチョウ、50 年後、22 世紀も樹勢は大丈夫か。	第6章では、あくまでも未来の内丸地区の姿の一例として記載しているものであり、イチョウの樹勢については、今後の維持管理の中で検討していくものと考えております。	D	57 ページ
397	P57 6)歴史・自然資源の参照 右下図・2 行目:「親水空間の先に」→「親水空間の対岸に」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	57 ページ
398	P58 2.空間構成の考え方 58 頁以下 4 頁では「空間構成の考え方」についての記載内容はないのではないか。2.のタイトルは、「各エリアの特長と空間構成」としてはいかがか。 ・「特徴」:「盛岡らしさ」・資源としての含意で「特長」としてはいかがか。P5・8 行目等では「特長」と記載。	「都市空間の構成」として記載しているものです。御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	58~61 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
399	P58 2.空間構成の考え方 58頁以下 4 頁で紹介されているエリアは、内丸地区で特長的な中央通り、中津川沿い、大手先通りの 3 つのエリアとなっている。「目指す都市空間のあり方」で示された4 ゾーンの内、業務集積ゾーンに関するエリアの紹介が無いのはなぜか。	61ページの北西街区や南東街区に含めて記載をしているものです。	D	58~61 ページ
400	P58 2.1)中央通り エリアの特長・自然の「盛岡城跡公園とその周辺エリア」は歴史分野に移行すべき。	盛岡城跡公園については、自然だけでなく歴史の要素も含むものとして整理しております。	C	58 ページ
401	P58 2.1)中央通り それ以外の「自然」として例示されている石割桜以外の樹木、緑も人工的に植栽・整備されたもので、地区の「自然」事例とされていることは違和感がある。緑≠自然。	「樹木」、「緑」についても「自然」に含まれるものと捉えております。また、盛岡城跡公園については自然及び歴史の両方の要素を持つものとして整理しております。	C	58 ページ
402	P58 2.1)中央通り 地図上には記載されているが、「莫産九」は内丸地区以外に立地。内丸地区からは、中津川対岸の「景観」ではないか。莫産九は次ページの「中津川沿い」での特長事例紹介のみでいいのではないか。	御意見のとおり、修正いたします。	A	58 ページ
403	P58 都市空間の考え方 1)中央通りについて ・中央通りの景観・都市軸としてこの通りからの岩手山・早池峰山への眺望軸とありますが、可能でしょうか。少なくとも県庁、国の合庁付近の内丸地区から眺望が確保さ	御意見のとおり、現在も岩手山、早池峰山を望むことはできず、中央通りにおいてもグランドレベルから岩手山などを望むことは難しい状況です。47ページに記載のとおり、建物の階数は想定していないものの、各施設か	D	58ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	<p>れるのでしょうか。映画館通り付近でも岩手山の眺望は困難ではないか、少なくとも地盤レベルでは困難ではないかと思います。何かビル上層階からの眺望を想定しているのでしょうか。そうであればそのように記載すべきです。</p> <p>また、市役所が移転すれば早池峰山の眺望は確保されるのでしょうか。</p>	<p>ら山々の遠景を確保していただくことを想定しております。しかしながら、皆様の御理解、御協力を得ることが不可欠となりますことから、施設の更新時に軸線を意識していただいた建築計画を立案していただくことで、目指す都市空間の実現に近づけていくことができると考えております。</p>		
404	<p>P58 2.1)中央通り 景観・都市軸の例としての、中央通りから早池峰山、岩手山への眺望軸 P18 の地図では、中央通りの同一起点から、岩手山、早池峰山、姫神山への眺望軸線が記載されているが、現在は、中央通りの高層建築の高層階からでないと各山は眺望できない。エリアの景観特長として眺望軸の記載は無理ではないか。(Cf.P47 ウ)</p>	<p>御意見のとおり、中央通りから岩手山等を望むことはかなり難しい状況です。47ページに記載のとおり、建物の階数は想定していないものの、各施設から山々の遠景を確保していただくことを想定しております。しかしながら、皆様の御理解、御協力を得ることが不可欠となりますことから、施設の更新時に軸線を意識していただいた建築計画を立案していただくことで、目指す都市空間の実現に近づけていくことができると考えております。</p>	D	58 ページ
405	<p>P59 2)中津川沿いについて ・中津川沿いからは姫神山の眺望は現在でも確認できるのではないかと思います。</p>	<p>御意見のとおり、中津川沿いの一部の箇所からは姫神山を確認することができますので、■エリアの特徴、景観・都市軸に追記いたします。</p>	A	59 ページ
406	<p>P59 2.2)中津川沿い 歴史事例の「莫産九」は景観事例に移行すべき。</p>	<p>御意見のとおり、修正いたします。</p>	A	59 ページ
407	<p>P59 2.2)中津川沿い 都市空間の構成・エリア全体:「中津川を感じながら」→</p>	<p>御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。</p>	C	59 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	「中津川の魅力を体感ながら」			
408	P60 2.3)大手先通り 景観:鳥帽子岩から(大手先通り・)愛宕山への都市軸について 都市軸とされていた鳥帽子岩から、現在愛宕山は眺望できず、エリアの景観特長として記載するのは無理ではないか。	現在、眺望が確保されていない場合であっても、本プランの内容を共有し再整備を進めて行き、岩手山などの眺望など、大小様々な資源を手掛かりとして都市空間を構成することで「盛岡らしさ」を未来へ伝えていくよう努めたいと考えております。	D	60 ページ
409	P60 3)大手先通りについて ・両側 2m の滞留ゾーンとは、セットバックにより生み出された敷地のことでしょうか。植栽配置はこの敷地を対象と考えているのでしょうか。	両側 2m の滞留ゾーンは、御認識のとおりです。植樹は、民有地での植樹について、可能性を否定するものではありません。今後、沿道の皆様にとって、どのような形が良いのか、検討を引き続きしていくものになります。	D	60 ページ
410	P61 2.4)4 つの大街区 本編の最終章、第 6 章未来の内丸地区の姿の最後に、貫通路、多孔質な都市空間を有する「4 つの大街区」が紹介されているのはなぜか。再整備に関するハードの取り組みのまとめという意味合いか。また、目指す都市像のコンセプトの 1 番目として記載されている「人を中心の空間」の関する機能を有する 4 街区の紹介で、内丸地区再整備のまとめという印象も感じる。	御認識のとおりです。全体的な機能の配置の説明としているものです。	D	61 ページ
411	P61 2.4)4 つの大街区 (大)街区の捉え方は多様と思われるが、面積的な観点	58 ページ～60 ページにおいて記載していないエリアについて記載をしているものです。	D	61 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	から見ると、現在の県庁・裁判所街区の方が、南東街区より大きい。また街区の特徴から見ても、現在の県庁・裁判所街区は、貫通路を有する多孔質な街区となっている。 図中の4街区が4つの大街区として表示されている説明が欲しい。内丸地区の四隅に位置する街区の提示か。			
412	P61 2.4)4つの大街区 頁下のイラストは、南西街区から岩手公園方面の眺望。 P59のような4大街区全体の鳥観図的イラストとしてはいかがか。	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、本プランの特性上、適当な記載であると考えております。	C	61ページ
413	P61 2.4)4つの大街区 北東街区:「中津川沿いに対して大きく空き地を確保する。」→「中津川沿いに大きく空き地を確保する。」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	61ページ
414	P61 2.4)4つの大街区 北東街区:「貫通路」に関する表記を付加すべき。 (Cf.P33)	御意見のとおり、修正いたします。	A	61ページ
415	P61 4)4つの大街区について ・北東街区において、中津川沿いに大きく空地を確保とあります、このように建替えの場合、県に対し提案することはどうでしょうか。	個別事業の構想、計画、整備については、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていき、最終的には整備方針編で示していきたいと考えております。誤解を生まないよう、「本章に記す内容はあくまでも未来の内丸地区の姿の一例を示すものです。」と51ページに記載しております。	D	61ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
416	P61 2.4)4つの大街区 南西街区:「通り抜け動線を確保」→「通り抜ける動線を確保」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	61 ページ
417	P61 4)4つの大街区について ・中央通りへの通り抜けとは、貫通すると想定する通路を指すのですか。	33、45ページに記載しておりますとおり、街区や建物を貫通する通路を指します。 個別事業の構想、計画、整備については、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていき、最終的には整備方針編で示していきたいと考えております。誤解を生まないよう、「本章に記す内容はあくまでも未来の内丸地区の姿の一例を示すものです。」と51ページに記載しております。	D	61 ページ
418	P61 4)4つの大街区について ・南西地区の建築は多孔質化+ピロティを設けとあります。説明が必要です。	54 ページで多孔質な都市空間について、説明しており、建物のイメージも一例として示しております。また、45、46 ページにピロティについて記載しております。個別事業の構想、計画、整備については、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていき、最終的には整備方針編で示していきたいと考えております。誤解を生まないよう、「本章に記す内容はあくまでも未来の内丸地区の姿の一例を示すものです。」と51ページに記載しております。	C	61 ページ
419	P61 4)4つの大街区について ・御田屋清水の交差点にはオープンスペースとあります	個別事業の構想、計画、整備については、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていき、最終的には整備方	D	61 ページ

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	が、現在の場所の拡張などを想定するのでしょうか。	針編で示していきたいと考えております。誤解を生まないよう、「本章に記す内容はあくまでも未来の内丸地区の姿の一例を示すものです。」と51ページに記載しております。		
420	P61 4)4つの大街区について ・亀ヶ池の復元、ということもここで初めて見たように思いますが一体どのような復元を指すのでしょうか。具体的に示して欲しいものです。	御意見のとおり、亀ヶ池の復元については、61ページ以外に記載がないものでございますので、削除いたします。 個別事業の構想、計画、整備については、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていき、最終的には整備方針編で示していきたいと考えております。誤解を生まないよう、「本章に記す内容はあくまでも未来の内丸地区の姿の一例を示すものです。」と51ページに記載しております。	A	61ページ
421	P61 2.4)4つの大街区 南東街区:「中の橋への園路のような」→「中の橋へ通ずる園路のような」	御意見につきましては、参考とさせていただきますが、文脈上、適当な表現であると考えております。	C	61ページ
422	P61 2.4)4つの大街区 南東街区:「河南方面への対流」→「河南方面との対流」		C	61ページ
423	「内丸ビジョン」では、「ビジョンの対象区域」として「内丸行政区域と内丸の官公庁エリアから連坦する中央通り沿いのオフィスが立地する業務エリア及びその周辺を概ねの対象とする。」と略図を添え示しています(P21はじめ	御認識のとおり、「基本方針編」の対象地域は、「内丸ビジョン」と同様に、内丸行政区域と、内丸の官公庁エリアから連坦する中央通り沿いのオフィスビルが立地する業務エリア及びその周辺を概ねの対象としております。	A	その他

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
	<p>に(2))。</p> <p>「基本方針編」では、「内丸プランの対象地区」についての特記記載はないが、今回の(素案)が前提としている「プランの対象地域」は、上記ビジョンで記載の「対象区域」と同一区域と理解していいのか。</p> <p>「基本方針編」でも、冒頭で、「内丸プランの対象地区」について提示したうえで、「基本方針」の各内容について記載、説明をしていった方が納得を得やすく、再整備の検討も共通理解をもって進めやすくなるのではないか。</p>	御意見を踏まえ、本プランの対象地区について追記いたします。		
424	先日の会議資料で配布されましたか、この計画の検討、検討状況や委員名簿は最後の資料として添付されるのでしょうか。	内丸地区再整備検討懇話会の開催状況や委員名簿は盛岡市公式ホームページにて、公表しております。本プランの検討状況、内丸地区再整備検討懇話会委員の名簿につきましては、計画書に添付する予定はございません。	C	その他
425	幼いころ母親に連れ添って市役所へ言った折に食堂へ行って食事をするのが樂しみだった。近年、東京の区役所などで景観を備えた安くて美味しい食品を提供する食堂がしのぎを削っているとメディア等で話題になっている。職員のみならず外来客の人気を取り込んで市役所が市民の“やすらぎの場”となって訪れるることを望む。ぜひ検討してみてはいかがでしょうか。	貴重な御意見として参考とさせていただくとともに、関係部署と情報共有いたします。	D	その他

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
426	(提案)内丸メディカルセンターの再整備と医療機能の強化 市民の健康を支える重要な拠点である内丸メディカルセンターについて、岩手医科大学と本計画を連携した再整備を強く要望します。最新の医療設備を導入するとともに、災害時にも医療を提供し続けられる基幹災害拠点病院としての機能を強化してください。	医療機能につきましては、都市に必要な機能と認識しております。貴重な御意見として参考とさせていただきます。	D	その他
427	盛岡手づくり村の機能を中心部へ移し、伝統文化の体験拠点を市街地に設置 現在の中心市街地には、観光客や修学旅行生が気軽に伝統工芸を体験できる施設が不足しています。一方、盛岡手づくり村は老朽化が進み、市街地からも遠いため、将来的に閉鎖の可能性もあります。 そこで、内丸だけでなく紺屋町も含めた中心市街地に、手づくり体験・常設展示・ワークショップを行う「伝統文化体験拠点」を設置することを提案します。大規模な一施設に集中させるのではなく、街全体に点在させて回遊性を高めることで、観光導線を整備できます。街全体が観光施設であり、街全体が伝統を紡ぐ“繋げる街づくり”こそ理想です。盛岡の魅力 を直接体験できれば、再訪や移住につながる可能性も高まります。	貴重な御意見として参考とさせていただきます。	D	その他

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
428	<p>子育て世帯が安心して過ごせる市中心部の居場所・施設整備</p> <p>現在、休日には子連れ世帯が郊外の大型商業施設(例:イオン盛岡南)へ流出する傾向があります。この実態を踏まえ、内丸や肴町界隈を「子育てに優しい街」として整備することが重要です。</p> <p>自然とのふれあいや教育的要素を重視し、屋内よりも屋外中心の空間づくりが望まれます。施策決定前には、実際に休日 イオンを利用する保護者へのアンケート・ヒアリングを行い、遊び場・食事・駐車・安心感など、中心市街地に不足している要素を把握する必要があります。特に「子どもが安心して泣き叫べる場所」が不足している点は改善すべきです。</p>	人を中心の空間として、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが憩い過ごすことのできる空間創出を目指してまいります。	D	その他
429	<p>超高齢社会を見据えた高齢者の社会参加・居場所づくり</p> <p>現在の日本では高齢者は“受け身”になりがちですが、将来を見据えると主体的に活動・交流できる場づくりが重要です。例えば、高齢者が運営するレストランや世代間交流の拠点、知識や経験を活かせる仕組みを整備すれば、孤立防止や健康寿命の延伸につながります。内丸地区がその起点となることを期待します。</p>	本プランでは人を中心の空間として、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが憩い過ごすことのできる空間、市民と行政の協働が生まれる創出を目指してまいります。	D	その他
430	川沿いの建物は常に災害リスクを考慮した設計に。	貴重な御意見として参考とさせていただきます。浸水想定区域にある建物については、災害への対応力強化が	D	その他

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分	対応ページ等
		重要な観点であると認識しておりますので、今後、個別・具体的な事業の構想・計画・整備について、関係機関、各施設の管理者と協議を行っていくうえで、参考とさせていただきます。		
431	違和感・懸念点 ・計画の作成主体やプロセスが市民から見えにくく、透明性が欠けている。	計画の作成主体は盛岡市になります。盛岡市公式ホームページで会議結果を公表してまいりましたが、内丸地区将来ビジョン懇話会の皆様と盛岡市で作成した「内丸地区将来ビジョン(令和4年3月策定)」が示す将来の内丸地区のあるべき姿を実現するためには、市民をはじめ皆様からの御理解、御協力が不可欠になることから、情報発信に努めてまいります。	D	その他